

2025年10月1日以降保険始期用

住宅用

宅建ファミリー

すまいの保険

賃貸住宅入居者総合保険

ご契約のしおり

- ◆重要事項説明書（賃貸住宅入居者総合保険）
- ◆賃貸住宅入居者総合保険普通保険約款
- ◆宅建ファミリー共済ホームサポートサービス



株式会社宅建ファミリー共済

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11
住友不動産九段北ビル

お願い

- ご契約いただきましたら、お客さま専用ページまたはご契約内容確認書等で契約内容、住所、氏名等の記載事項をご確認ください。
- この冊子は、ご契約後も大切に保管してください。

お問い合わせ／各種手続き

契約内容や通知事項（氏名、住所等）に変更が生じた場合のお手続き等に関するお問い合わせは、お客さま専用ダイヤルまでご連絡ください。

フリーダイヤル：0120-0810-62

受付時間：平日9:00～17:00

（祝日・年末年始休業期間を除く）

事故受付センター

万一事故が発生した場合は、事故受付センターまでご連絡ください。

フリーダイヤル：0120-0810-75

受付時間：365日・24時間

この冊子において、保険契約更新証発行の場合には、「契約証」を「保険契約更新証」に読替えるものとします。

目次

重要事項説明書

重要事項のご説明	1
I. 契約締結前におけるご確認事項	1
1. 商品の仕組みについて	1
2. 保険の対象（ご契約の対象）	1
3. 補償内容について	2
4. 主な特約およびその概要について	6
5. 保険期間（保険のご契約期間）、保険責任の開始（保険始期）について	7
6. 引受条件（保険金額等）について	7
7. 地震等による事故について	8
8. 保険料に関する事項について	8
9. 保険料の払込みに関する事項（払込方法、払込期間）について	8
10. 満期返れい金・契約者配当金に関する事項について	8
II. 契約締結時におけるご注意事項	8
1. クーリングオフ（契約申込みの撤回等）について	8
2. 告知義務等（保険契約申込書の記載上の注意事項）について	9
3. 補償重複について	10
III. 契約締結後におけるご注意事項	10
1. 通知義務等について	10
2. 保険契約の失効について	10
3. 解約、失効の返れい金について	10
4. 更新の際の保険契約について	11
5. 事故が発生した場合について	11
6. 保険契約証等について	12
IV. その他ご留意いただきたいこと	12
1. 取扱代理店の権限	12
2. ホームサポートサービスについて	12
3. 法令等で注意喚起することとされている事項について	12
4. 共同保険について	12
5. お問い合わせ・苦情・ご相談窓口について	13
個人情報の取扱い	13

賃貸住宅入居者総合保険普通保険約款

この保険の趣旨	15
第1章 総則	15
第1条（用語の定義）	15
第2条（保険責任の始期および終期）	18
第3条（被保険者およびその範囲）	18
第2章 補償条項	18
第1節 家財補償	18
第4条（保険の対象の範囲）	18
第5条（家財保険金を支払う場合）	19
第6条（費用保険金を支払う場合）	21
第7条（保険金を支払わない場合）	21
第8条（家財保険金の支払額）	24
第9条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）	24
第10条（地震火災費用保険金の支払額）	24
第11条（賃借・宿泊費用保険金の支払額）	25
第12条（費用保険金と家財保険金との関係）	25
第13条（損害防止費用）	25
第14条（残存物および盗難品の帰属）	25
第2節 修理費用等補償	26
第15条（修理費用保険金を支払う場合）	26
第16条（取付けガラス不測かつ突発的な事故修理費用 保険金を支払う場合）	27
第17条（洗面台不測かつ突発的な事故修理費用保険金 を支払う場合）	27
第18条（便器不測かつ突発的な事故修理費用保険金を 支払う場合）	27
第19条（浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金を 支払う場合）	28
第20条（給排水管凍結損害修理費用保険金を 支払う場合）	28
第21条（ドアロック盗難事故交換費用保険金を 支払う場合）	28
第22条（ドアロックいたずら事故交換費用保険金を 支払う場合）	29
第23条（修理費用等保険金を支払わない場合）	29
第24条（修理費用保険金の支払額）	32
第25条（取付けガラス不測かつ突発的な事故修理費用 保険金の支払額）	32
第26条（洗面台不測かつ突発的な事故修理費用 保険金の支払額）	32
第27条（便器不測かつ突発的な事故修理費用保険金の 支払額）	32
第28条（浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金の 支払額）	32
第29条（給排水管凍結損害修理費用保険金の 支払額）	32
第30条（ドアロック盗難事故交換費用保険金の 支払額）	32
第31条（ドアロックいたずら事故交換費用保険金の 支払額）	33

第32条（損害防止費用および権利保全行使費用の 取扱い）	33
第3節 特殊清掃・遺品整理費用補償	33
第33条（特殊清掃費用保険金を支払う場合）	33
第34条（遺品整理費用保険金を支払う場合）	33
第35条（特殊清掃・遺品整理費用保険金を支払わない 場合）	33
第36条（特殊清掃費用保険金の支払額）	34
第37条（遺品整理費用保険金の支払額）	34
第38条（損害防止費用および権利保全行使費用の 取扱い）	34
第4節 借家人賠償責任補償	34
第39条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）	34
第40条（借家人賠償責任保険金を支払わない場合）	35
第41条（借家人賠償責任補償の損害の範囲）	35
第42条（借家人賠償責任保険金等の支払額）	36
第5節 個人賠償責任補償	37
第43条（個人賠償責任保険金を支払う場合）	37
第44条（個人賠償責任保険金を支払わない場合）	37
第45条（個人賠償責任補償の損害の範囲）	38
第46条（個人賠償責任保険金等の支払額）	39
第6節 特殊清掃・遺品整理費用賠償責任補償	39
第47条（特殊清掃費用賠償責任保険金を支払う場合）	39
第48条（遺品整理費用賠償責任保険金を支払う場合）	39
第49条（特殊清掃・遺品整理費用賠償責任保険金を 支払わない場合）	40
第50条（特殊清掃費用賠償責任保険金の支払額）	40
第51条（遺品整理費用賠償責任保険金の支払額）	40
第52条（損害防止費用の取扱い）	40
第3章 基本条項	40
第1節 告知・通知・無効・失効・解除および保険料の 返還等	40
第53条（告知義務）	40
第54条（通知義務）	41
第55条（保険契約者の住所変更）	42
第56条（重複加入の禁止）	42
第57条（住宅の変更）	42
第58条（保険契約の無効）	42
第59条（保険契約の失効）	42
第60条（保険契約の取消し）	43
第61条（保険金額の調整）	43
第62条（保険契約者による保険契約の解除）	43
第63条（重大事由による解除）	43
第64条（保険契約解除の効力）	44
第65条（保険料の返還－無効または失効の場合）	44
第66条（保険料の返還－取消しの場合）	44
第67条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）	44
第68条（保険料の返還－解除の場合）	45
第69条（保険料の増額または保険金額の削減）	45
第2節 事故発生時の義務、保険金の請求等	45
第70条（事故発生時の義務）	45

第71条（事故発生時の義務違反）	46
第72条（保険金の請求）	47
第73条（保険金の支払時期）	49
第74条（当会社による解決）	50
第75条（時効）	50
第76条（保険金支払後の保険契約）	51
第77条（他の保険契約等がある場合の保険金等の 支払額）	51
第78条（保険金の削減支払）	51
第79条（直接請求権）	52
第80条（先取特権）	52
第81条（代位）	53
第3節 保険契約の更新	54
第82条（保険契約の更新）	54
第83条（更新契約保険料の払込み）	54
第84条（更新契約保険料の不払い）	54
第85条（更新契約の保険契約証）	54
第4節 その他の事項	54
第86条（保険契約者または被保険者が複数の場合の 取扱い）	54
第87条（訴訟の提起）	54
第88条（準拠法）	55
別表	
他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額	55
法人等契約の被保険者に関する特約	58
保険契約証等の発行省略特約	58
通信販売特約	59
被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の 支払限度額に関する特約	59
保険料の払込みに関する特約	61
保険料の払込みに関する特約（更新契約用）	63
書面省略（変更届出書）特約	65
共同保険に関する特約	65
保証業者等扱特約	66
転居期間に関する特約	68
宅建ファミリー共済ホームサポートサービス	
宅建ファミリー共済ホームサポートサービス	70
宅建ファミリー共済ホームサポートサービス規定	71

重要事項のご説明

◎「賃貸住宅入居者総合保険」の商品内容をご理解いただくために特に重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」）をわかりやすく説明したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえでお申込みください。

契約概要 ……保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ……ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

◎この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、別途「ご契約のしおり」をご参照ください。ご不明な点につきましては、代理店または当社までお問い合わせください。

◎お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には❶印を付けていますので、必ずご確認ください。

◎保険契約者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、その方にもこの書面に記載した内容をお伝えください。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組みについて **契約概要**

この商品は「賃貸住宅入居者総合保険」（以下、「この保険」といいます。）といい、居住の用に供される賃貸住宅に収容されている「家財」を補償の対象とする保険です。補償内容など詳細につきましては、「3. 補償内容について」をご確認ください。

2. 保険の対象（ご契約の対象） **契約概要**

(1) 保険の対象となるもの

保険契約証記載の賃貸住宅（以下「住宅」といいます。）内に収容され、かつ、保険契約証記載の被保険者が所有する家財が保険の対象となります。

また、畳・建具類、電気・通信・ガス・給排水・衛生・消火・冷房・暖房・エレベーター・リフト等の設備のうち住宅に付加した物、浴槽・流し・ガス台・調理台・棚その他これらに類する物のうち住宅に付加した物、室内に設置されたエアコンと一体の室外機、住宅に付属する洗濯機置場に設置された洗濯機、住宅が属する敷地内の洗濯物、衣服、布団およびその他これらに類する物のうち被保険者が所有するものは特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。

❶ (2) 保険の対象とならないもの

- ① 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。）、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよ

びカヌーを含みます。) および航空機

- ② 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、乗車券等、商品券、チケット類、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、切手または印紙その他これらに類する物
 - ③ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ④ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
 - ⑤ 貴金属、腕時計、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の再調達価額が30万円を超える物（これらの物に盗難による損害が生じたときは、保険の対象とします。）
 - ⑥ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物
 - ⑦ 動物および植物
- ※ 上記②にかかわらず、住宅内に収容されている生活用の通貨、預貯金証書については、盗難による損害の場合のみ家財保険金をお支払いします。

3. 補償内容について

契約概要

注意喚起情報

- (1) 保険金をお支払いする場合（詳しくは、賃貸住宅入居者総合保険普通保険約款をご確認ください。）

① 家財保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
①火災、落雷、破裂・爆発	実際の損害の額 (再調達価額) 家財総合補償保険金額が 限度
②風災、雹災、雪災（風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害は、住宅またはその開口部がこれらの事故によって直接破損したために生じた場合に限ります。）	
③住宅外部からの物体の落下、飛来、衝突等	
④漏水、放水、溢水による水濡れ（給排水設備自体に生じた損害は、お支払いできません）	
⑤騒擾、労働争議等	
⑥盗難による盗取、損傷、汚損	実際の損害の額 (再調達価額) ただし、1回の事故につき100万円限度 ※保険の対象が貴金属、腕時計、宝玉および宝

		石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の損害の額が30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とみなします。
⑦住宅内における通貨・預貯金証書の盗難（預貯金証書については、預貯金先に直ちに被害届出を行い、かつ盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引出された場合に限りま		実際の損害の額 ただし、1回の事故につき通貨は20万円、預貯金証書は200万円または家財総合補償保険金額のいずれか低い額限度
⑧水災	床上浸水	実際の損害の額 (再調達価額) ただし、1回の事故につき家財総合補償保険金額の30%限度
	住宅または住宅が属する建物に半損以上の損害が生じた結果、家財に損害が生じた場合	

【注意】 上記①～⑧以外の不測かつ突発的な事故（破損・汚損等）については、家財保険金をお支払いできません。

② 費用保険金をお支払いする場合

家財保険金その他、次の費用を補償する費用保険金をお支払いします。

費用保険金の種類	保険金をお支払いする場合
残存物取片づけ費用保険金	前記①「家財保険金①～⑤」の事故によって、損害を受けた残存物の取片づけや清掃に要した費用の実費をお支払いします。(家財保険金×10%限度)
地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で住宅が半焼以上、または家財が全焼したときに家財総合補償保険金額の5%をお支払いします。
賃借・宿泊費用保険金	前記①「家財保険金①～⑥、⑧」の事故によって、住宅が次の①または②のいずれかの状態となったために、臨時に他の賃貸住宅を賃借した場合、または宿泊施設を利用した場合、それによって臨時に支出した費用をお支払いします。(1回の事故につき住宅の家賃月額(共益費を除きます。)の3か月分相当額または30万円のいずれか低い額を限度に、事故の日から3か月

	以内に生じた費用に限ります。) ① 住宅または住宅が属する建物の損害が半損以上となったこと ② 住宅が属する建物が損害を受け、飲用水、電気、ガスの供給停止または排水設備もしくは生活用通路が使用不能になったことにより、住宅に居住することができなくなったこと
損害防止費用	前記①「家財保険金[1]」の事故または残存物取片づけ費用保険金および賃借・宿泊費用保険金を支払うべき損害の発生または拡大の防止のための必要または有益な費用を支出した場合にその費用をお支払いします。

③ 修理費用保険金等をお支払いする場合

家財保険金、費用保険金のほか、次の修理費用保険金等をお支払いします。

修理費用保険金等の種類	保険金をお支払いする場合
修理費用保険金	前記①「家財保険金[1]～[6]」の事故によって、住宅またはその住宅に備え付けの貸主所有の家財が損害を受け、その住宅の貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合に支出した修理費用をお支払いします。(1回の事故につき100万円限度)
取付けガラス・洗面台・便器・浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金	住宅の取付けガラス※、洗面台、便器または浴槽が不測かつ突発的な事故によって損害を受け、その住宅の貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合に支出した修理費用をお支払いします。(それぞれ1回の事故につき30万円限度) ※取付けガラスとは、住宅に取り付けられた板ガラスをいい、ガラスに付属する枠、取っ手等を含み、鏡を含みません。
給排水管凍結損害修理費用保険金	給排水管が凍結によって損壊または使用不能となり、その住宅の貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合に支出した修理費用をお支払いします。(1回の事故につき10万円限度)
ドアロック盗難事故交換費用保険金	日本国内においてかぎが盗難にあった場合、ドアロックの交換に必要な費用をお支払いします。(1回の事故につき3万円限度)

ドアロックいたずら事故交換費用保険金	住宅のドアロックがいたずらによって損壊し使用不能となった場合、ドアロックの交換に必要な費用をお支払いします。(1回の事故につき3万円限度)
特殊清掃費用保険金	住宅内における被保険者の死亡を直接の原因として汚損等の損害が生じた場合に支出した特殊清掃費用※をお支払いします。(1回の事故につき50万円限度) ※住宅の貸主による直接請求権に基づく損害賠償請求の場合は、「特殊清掃費用賠償責任保険金」としてお支払いします。
遺品整理費用保険金	被保険者の死亡を直接の原因として住宅の賃貸借契約が終了する場合に支出した遺品整理費用※をお支払いします。(1回の事故につき50万円限度) ※住宅の貸主による直接請求権に基づく損害賠償請求の場合は、「遺品整理費用賠償責任保険金」としてお支払いします。

④ 賠償責任保険金をお支払いする場合

賠償責任保険金※をお支払いする場合	
借家人賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、盗難もしくは給排水設備に生じた事故に伴う漏水等による水濡れにより、住宅または住宅備え付けの貸主所有の家財に損害を与え、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、借家人賠償責任保険金をお支払いします。
個人賠償責任保険金	住宅の使用・管理または日本国内における日常生活において、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合、個人賠償責任保険金をお支払いします。

※お支払いする賠償責任保険金の額は、1回の事故につき賠償責任補償保険金額を限度としてお支払いします。1回の事故において借家人賠償責任保険金・個人賠償責任保険金をお支払いする場合、その合計は、賠償責任補償保険金額を限度とします。

なお、訴訟費用、弁護士費用等は、賠償責任保険金とは別にお支払いします。

❶ (2) 保険金をお支払いできない主な場合

以下に記載のものは保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)です。詳細は「賃貸住宅入居者総合保険普通保険約款」をご確認ください。

- ① 家財保険金、費用保険金、修理費用保険金等、各種賠償責任保険金のお支払いできない主な場合
 - ア) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - イ) 戦争、暴動など
 - ウ) 地震、噴火またはこれらによる津波（ただし、地震火災費用保険金は支払われる場合があります。）
 - エ) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ② 家財保険金、費用保険金、修理費用保険金等のお支払いできない主な場合
 - ア) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の重大な過失または法令違反
 - イ) 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
 - ウ) 保険の対象の置き忘れ、紛失または不注意による廃棄
 - エ) 事故の際における保険の対象の紛失または盗難
 - オ) 保険の対象が屋外にある間に生じた盗難。ただし、住宅に併設の専用駐輪場または一戸建ての敷地内に収容される自転車または原動機付自転車の盗難はお支払いの対象となります。
- ③ 住宅を貸主に明け渡す際の原状回復費用または明け渡した後に発見された住宅の損壊
- ④ 取付けガラス・洗面台・便器・浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金をお支払いできない主な場合
 - ア) 住宅の欠陥によって生じた損害
 - イ) 自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、はがれ等によって生じた損害
 - ウ) すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または汚損であって住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
 - エ) 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑤ 取付けガラス・洗面台・便器・浴槽以外の不測かつ突発的な事故（破損・汚損等）

4. 主な特約およびその概要について 契約概要

この保険にセットできる主な特約は次のとおりです。詳しくは本冊子に記載の特約をご確認ください。

特約の名称	特約の内容
法人等契約の被保険者に関する特約	法人等（個人事業主を含みます。）が保険契約者となり、被保険者の指定（保険契約申込書の被保険者欄への記載）がないときに、被保険者を法人等の役員・従業員のうち、その住宅に居住する者とする特約です。

被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の支払限度額に関する特約	同一保険契約者において同一被保険者の契約が複数ある場合、設備・備品等および家財の保険金額の合計が3,000万円まで、かつ5契約（家財の契約は1契約に限る。）までお引受けできる特約です。ただし、設備・備品等または家財が、同一または隣接する建物内に収容される場合は、この特約をセットできません。この特約により、設備・備品等および家財の保険金（費用保険金、修理費用保険金等を含む。）の合計額は、1回の事故につき1,000万円が限度となります。また、設備・備品等の契約の賠償責任保険の保険金の合計額も、1回の事故につき1,000万円が限度となります。
保証業者等の特約	賃貸借契約の締結に際し保証業者等を利用した場合に、その保証業者等を集金者として保険料を払い込む特約です。

5. 保険期間（保険のご契約期間）、保険責任の開始（保険始期）について

契約概要

注意喚起情報

- ❶ 保険期間は、保険料が払い込まれたことを条件として、保険始期日の午前0時に始まり、保険終期日の午後12時に終了します。1年間補償、2年間補償の2つのプランがあり、1年未満の短期契約はできません。また、お客さまが実際にご契約される保険期間については、保険契約申込書をご確認ください。なお、保険料が保険始期日以後に払い込まれた場合には、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができませんのでご注意ください。

〈更新のご案内について〉 ご契約の満期日より3か月前までに、契約更新等のご案内をいたしますのでご確認ください。

6. 引受条件（保険金額等）について

契約概要

注意喚起情報

- (1) この保険は、再調達価額^(注)を基準に保険金額（家財総合補償保険金額）を設定しており、保険金も再調達価額^(注)を基準にお支払いします。詳しくは、代理店または当社までお問い合わせください。また、お客さまが実際にご契約される保険金額については、保険契約申込書をご確認ください。

(注) 再調達価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

- ❶ (2) この保険の支払事由に該当する保険の対象または被保険者数の増加、支払うべき保険金額の増加その他これらに準ずる事態が発生し、この保険の引受けが当社の経営に著しい影響を及ぼすと認められた場合には、保険金額の減額を行うことがあります。

また、大規模災害による保険金支払いが当社の業務または財産の状況に照らして経営の継続が著しく困難にな

ると認められた場合には、保険金を削減してお支払いすることがあります。

7. 地震等による事故について

契約概要

注意喚起情報

- ① 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけではなく、地震等による火災等（延焼・拡大も含みます。）の損害や、発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても保険金はお支払いできません。（ただし、地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。）

8. 保険料に関する事項について

契約概要

注意喚起情報

- (1) この保険の保険料は、住宅の所在地・面積・構造に関係なく契約タイプにより全国同一の保険料となっています。詳しくは、代理店または当社までお問い合わせください。また、お客さまが実際にご契約される保険料については、保険契約申込書をご確認ください。
- ① (2) この保険の支払事由に該当する保険の対象または被保険者数の増加、支払うべき保険金額の増加その他これらに準ずる事態が発生し、この保険の引受けが当社の経営に著しい影響を及ぼすと認められた場合には、保険料の増額を行うことがあります。

9. 保険料の払込みに関する事項（払込方法、払込期間）について

契約概要

注意喚起情報

保険料は、更新契約等を除き、ご契約と同時にまたは保険期間が開始するまでに契約タイプごとに定められた保険料を一括してお支払いいただきます。更新契約等については、払込取扱票などによる保険料のお支払いも可能です。

10. 満期返れい金・契約者配当金に関する事項について

契約概要

この保険には、満期返れい金および契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1. クーリングオフ（契約申込みの撤回等）について（クーリングオフ説明書）

注意喚起情報

個人がこの保険をご契約された場合、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回（クーリングオフ）を行うことができます。

- (1) お客さまがご契約をお申込みいただいた日または本書面（重要事項説明書）を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回（クーリングオフ）を行うことができます。
- ※ なお、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないこととなります。
- (2) クーリングオフを希望される場合は、次の①または②のいずれかの方法によりお申出ください。

※ ご契約を申し込まれた代理店では、クーリングオフのお申出を受付けることはできませんのでご注意ください。

① 書面によるお申出

上記(1)の期間内（8日以内の消印有効）に、以下の〈送付先〉あてに〈必要事項〉をご記入のうえ、必ず書面（ハガキなど）にてご通知ください。

〈送付先〉〒102-0073

東京都千代田区九段北3-2-11 住友不動産九段北ビル7階
株式会社宅建ファミリー共済 クーリングオフ受付係 行

〈必要事項〉

- ア) ご契約をクーリングオフする旨の記載
(例：以下の保険契約をクーリングオフします。)
- イ) ご契約を申し込まれた方の住所、氏名、捺印、
連絡先電話番号
- ウ) ご契約を申し込まれた年月日
- エ) ご契約を申し込まれた保険の内容
 - a. 保険種類（賃貸住宅入居者総合保険）
 - b. 保険契約証番号

② 当社ホームページ (<https://www.takken-fk.co.jp>)
からのお申出

当社ホームページ『ご契約者の皆さまへ』の『契約
内容変更手続き、解約手続き』からクーリングオフの
お申出ボタンをクリックし、必要事項を入力のうえ、
上記(1)の期間内（最終日23：59まで）に送信してく
ださい。

(3) クーリングオフされた場合には、すでに払い込まれた
保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。

ただし、クレジットカードで保険料をお支払いの場合
は、当社にクレジットカード会社からの入金を確認でき
た後にお返しいたします。

また、代理店および当社はクーリングオフによる損害
賠償または違約金は一切請求いたしません。

なお、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始
日（保険期間の開始日以降に保険料が支払われたときは、
当社が保険料を受領した日）からご契約の解除日までの
期間に相当する保険料を日割でお支払いいただく場合が
あります。

(4) 次の契約は、クーリングオフできませんのでご注意く
ださい。

- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または社団・財団等が締結したご契約

2. 告知義務等（保険契約申込書の記載上の注意事項）に ついて 注意喚起情報

- ❶ (1) 保険契約者、被保険者には、ご契約時に当社が告知を
求める項目（告知事項）「被保険者の氏名・生年月日」、「保
険の対象所在地」、「用途」、「他の保険契約等の有無およ
びご契約の内容（保険会社名、保険種類、満期日、保険
金額）」に関して、正確にお答えいただく義務があります。
お答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実が記

載されない場合は、当社がご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

- (2) 同一の被保険者は、当社が特に認めた場合を除き、保険期間を重複して当社の保険契約の被保険者になること（重複加入）はできません。重複加入契約は引受限度額を超過した場合、その超過保険金額部分は無効となる場合があります。

3. 補償重複について 注意喚起情報

この保険と同様の損害を補償する他の保険契約等（共済契約、異なる保険種類の特約を含みます。）がある場合、補償重複となります。この場合、保険金は二重に支払われず保険料が無駄になることがありますので、補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認のうえでご契約ください。

Ⅲ. 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等について 注意喚起情報

- ① (1) 保険契約者または被保険者は、ご契約締結の後、住宅の用途を変更、保険の対象を他の場所に移転、保険契約者の住所または通知先の変更、保険の対象の譲渡やその他告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合には、遅滞なくその旨をご通知ください。その事実の発生によって引受範囲を超えることとなった場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。
- (2) 住宅の賃貸借契約が終了したときに、この保険契約は効力を失います。保険契約の解約または変更をしてください。（次の(3)をご参照ください。）
- (3) 保険契約証記載の被保険者がその住宅から他へ転居される場合
転居先が賃貸借契約の対象となっている居住用の住宅である場合に限り、保険契約上の住宅を変更することができます。転居期間中、元の住宅の賃貸借契約が存続する場合、当社が住宅の変更を承認した時から30日間は、元の住宅において発生した事故も補償の対象となります。
- (4) 個人または個人事業主のご契約では、契約締結後の転居などのご通知または解約などのお申出については、書面を省略し、電話によりお手続きできる場合があります。

2. 保険契約の失効について 注意喚起情報

ご契約締結の後、保険の対象の全部が滅失した場合もしくは譲渡された場合、または住宅の賃貸借契約が終了した場合には、この保険契約は失効し、これ以後に生じた事故に対して当社は保険金をお支払いしません。

3. 解約、失効の返れい金について 契約概要

ご契約を解約される場合、または失効となった場合には、代理店または当社までご連絡ください。ご契約の保険期間のうち未経過の期間に対し、保険料をお返しの場合があります。

ります。詳しくは、代理店または当社までお問い合わせください。

なお、保険事故により家財保険金の支払額が保険金額に相当する額となった場合には、保険契約は終了し、保険料はお返しできません。

4. 更新の際の保険契約について 注意喚起情報

(1) 更新に際しては、更新前保険契約満了の3か月前までに、更新契約引受けの場合の保険料その他保険金額等の引受内容を記載した書面を保険契約者あてに送付します。

① また、この場合において、予定していた収支状況が悪化すると想定される事態が発生した場合には、更新後の保険料の増額、保険金額の減額を行うことがあります。

(2) 更新前保険契約の保険期間の末日の1か月前までに、保険契約者から更新しない旨のお申出がない場合は、書面どおりの内容で更新いたします。ただし、更新前保険契約の保険期間の末日（保険料払込期日）までに、更新契約保険料のお支払いがない場合は、保険契約の更新を行わないものとしますのでご注意ください。また、保険料払込期日後1か月間に限り、更新契約保険料の払込みをもって更新契約として取扱います。なお、書面の内容を変更してご契約される場合は、保険契約の更新は行わず、新規の保険契約としてご契約いただきます。

① (3) 当社は、本保険の引受けが不採算となり、当社の経営に影響を及ぼすと認められた場合には、更新契約の引受けを行わないことがあります。この場合にも、3か月前までにその旨を記載した書面を保険契約者あてに送付します。

5. 事故が発生した場合について 注意喚起情報

(1) 事故が起こったときは、遅滞なく当社「事故受付センター（フリーダイヤル）0120-0810-75（受付時間：365日・24時間）」にご連絡いただき、その後の処理についてご相談ください。また、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず事前にご相談ください。

(2) 保険金の請求書類について

保険金のご請求にあたっては、所定の保険金請求書に加えて、当社が求める書類をご提出いただきます。

① 本人確認、権利関係が確認できる書類（印鑑証明書、戸籍謄本、住民票、賃貸借契約書等）

② 事故・盗難の発生を確認できる書類（罹災証明書、所轄警察署の証明書類等）

③ 損害を確認するために必要な書類（修理見積書、損害明細書、領収書、写真等）

④ 他の保険契約等の内容および内容を証する書類（他の保険契約等の申込書・証券の写し等）

⑤ 賠償事故に関する書類（示談書、念書、損害賠償金を算出するために必要な書類等）等

(3) 保険金のお支払時期について

当社は「(2) 保険金の請求書類について」に掲げる書類をご提出いただいた日から、その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終えて

保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は別に定める期日までにお支払いします。詳しくは当社までお問い合わせください。

なお、保険金支払期限を超えて保険金をお支払いする場合は、法定の利率で計算した額を加えて、保険金をお支払いします。

6. 保険契約証等について 注意喚起情報

保険契約証等は、希望される場合を除き発行を省略します。ご契約の内容は、当社ホームページ上の「お客さま専用ページ」でご確認いただけます。

Ⅳ. その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

2. ホームサポートサービスについて 注意喚起情報

この保険には、トイレの詰まりなどの水まわりサービスと、外出時にカギを紛失した場合などのカギあけサービスが付帯されます。

※詳しくはP.70「宅建ファミリー共済ホームサポートサービス」をご確認ください。

3. 法令等で注意喚起することとされている事項について 注意喚起情報

- ① (1) この保険では、「損害保険契約者保護機構」「生命保険契約者保護機構」の行う資金援助等の措置がありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約には該当しません。
- (2) 当社（少額短期保険業者）が引き受けることのできる各種要件（制限）については以下のとおりです。
- ① お引受けできる保険期間は2年までとなります。
 - ② お引受けできる保険金額は1被保険者について1,000万円までとなります。なお、1被保険者について引き受けるすべての保険のうちに、特に保険事故の発生率が低いと見込まれる個人の日常生活に関わる賠償責任保険を含むものがある場合には別枠で1,000万円の引受けを行うことができます。
 - ③ 1保険契約者について引き受けるすべての保険の上限総保険金額は、上記②の保険金額に100を乗じた金額までとなります。

4. 共同保険について 契約概要 注意喚起情報

この保険は、当社および株式会社宅建ファミリーパートナーの共同保険としてお引受けし、両社は保険契約証記載のそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別

個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。なお、共同保険契約については、保険金額に当社の引受割合を乗じた金額が、上記「3. 法令等で注意喚起することとされている事項について」記載の金額を超えるご契約のお引受けはできません。また、幹事少額短期保険業者である当社は、株式会社宅建ファミリーパートナーの業務および事務の代理・代行を行います。

5. お問い合わせ・苦情・ご相談窓口について 注意喚起情報

保険の内容に関する苦情・個人情報の取扱いに関するお問い合わせ・ご相談窓口につきましては、本冊子表紙の【お問い合わせ・各種手続き】に記載のフリーダイヤルまでご連絡ください。

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本少額短期保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会
「少額短期ほけん相談室」(指定紛争解決機関)
電話 (フリーダイヤル) : 0120-82-1144
FAX : 03-3297-0755
受付時間 : 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00
受付日 : 月曜日から金曜日
(祝日および年末年始休業期間を除く)

個人情報の取扱い

当社およびグループ会社(注)は、本契約に関する個人情報を保険契約引受けの判断、本保険契約の管理・履行、付帯サービスの提供等を行うために利用する他、次の(1)から(5)の利用・提供を行うことがあります。

- (1) 個人情報の保護に関する法律、その他法令等により外部への提供が必要と判断される場合
- (2) 業務遂行上必要な範囲で、少額短期保険代理店等の業務委託先に提供する場合
- (3) 保険金の適正および迅速な支払いのために必要な範囲で、保険事故の関係者(事故当事者、医療機関、修理業者等)に提供する場合
- (4) 再保険契約の締結や再保険金の受領のために、再保険会社等(国内・海外)に必要な情報を提供する場合
- (5) 一般社団法人日本少額短期保険協会加盟の他の少額短期保険業者とともに保険金等の支払いまたは保険契約の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会する場合(支払時情報交換制度)

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<https://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

（注）「グループ会社」とは、「株式会社宅建ファミリーホールディングス」およびその子会社をいいます。（具体的社名については株式会社宅建ファミリーホールディングスのホームページ（<https://www.takkenfhd.com>）をご覧ください。）

当社の個人情報の取扱いに関する詳細等につきましては、当社ホームページ（<https://www.takken-fk.co.jp>）をご覧ください。

賃貸住宅入居者総合保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、賃借で入居する住宅に収容の入居者所有の家財に関する火災、落雷、破裂・爆発等の多様な事故による損害さらには入居者の住まいを取巻く種々の賠償責任事故による損害等を総合的に補償する商品です。

第1章 総 則

第1条（用語の定義）

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において、次の用語の意味はそれぞれ次の定義によります。ただし、別途定義のある場合は、この限りではありません。

用 語	定 義
いたずら	他人の行為により破損、き損、汚損の損害を受けたことをいいます。
溢水	水が ^{あふ} れることをいいます。
遺品整理費用	居住していた住宅内の遺品（家財）の廃棄処分、搬出費用等をいい、負担した金額が領収証等により明らかなものをいいます。
家財総合補償 保険金額	保険契約証記載の家財総合補償保険金額（家財の保険金額）をいいます。
貸主	賃貸借契約の賃貸人をいい、転貸人を含みます。
給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
原動機付 自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（注）、ジャイロプレーンをいいます。 （注） 超軽量動力機 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
告知事項	損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注） 他の保険契約等に関する事項を含みます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

用 語	定 義
財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
先取特権	法律で定められた一定の債権を有する者が債務者の財産から他の債権者に優先して弁済を受ける権利をいいます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用・取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
失効	この保険契約内容の全部または一部の効力をその時以降失うことをいいます。
支払限度額	別表（他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額）に掲げる支払限度額をいいます。
住宅	被保険者が借用する保険契約証記載の戸室または建物をいいます。共同住宅の場合は戸室を、戸建の場合はその建物をいい、共同住宅の戸室には、これに付随する物置、車庫、その他の付属建物、共用部分のうち専用使用のベランダ、共用部分設置の専用宅配ボックスを含み、戸建の場合には、これに付随する物置、車庫、その他の付属建物を含みます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・定期券・航空券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいいます。）・落石等をいいます。
雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩 ^{なだれ} をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
騒擾 ^{じょう} およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
他人	被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。

用 語	定 義
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
特殊清掃費用	汚染除去、血液除去、腐乱液除去、腐敗液除去、消臭、消毒、害虫駆除などの居住していた住宅の原状回復や原状復旧の費用をいい、負担した金額が領収証等により明らかなるものをいいます。
取付けガラス	住宅に取り付けられた板ガラスをいい、ガラスに付属する枠、取っ手等を含み、鏡を含みません。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
賠償責任補償保険金額	保険契約証記載の賠償責任補償保険金額をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
被保険者	保険の補償を受ける者、または保険の対象となる者をいいます。
風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険期間	補償の対象となる期間をいい、保険契約証に保険期間の始期として記載された日の午前0時に始まり保険期間の終期として記載された日の午後12時に終了します。
保険金	保険事故が発生した場合に、当会社がこの保険契約に基づき被保険者に支払う金銭のことをいいます。
保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、当会社が支払う保険金の限度額となります。その金額は、保険契約証に記載されています。
保険契約者	当会社と保険契約を締結、契約上の様々な権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料の支払義務）を持つ者をいいます。
保険の対象	保険をつける対象のこと。この保険では家財をいいます。
無効	この保険契約のすべての効力を、保険期間の初日に遡 ^{さかのぼ} って失うことをいいます。

用 語	定 義
床上浸水	居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第2条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険契約証記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当会社は、保険期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第3条（被保険者およびその範囲）

- (1) この保険契約における被保険者は、住宅に居住する保険契約証記載の被保険者（以下「本人」といいます。）のほか次に掲げる者をいいます。なお、本人または次に掲げる者が責任無能力者である場合は、第2章補償条項第4節借家人賠償責任補償および第5節個人賠償責任補償における被保険者には、その責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注)を含みます。ただし、その責任無能力者に関する第39条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）および第43条（個人賠償責任保険金を支払う場合）の事故に限ります。
 - ① 住宅に本人と同居する親族
 - ② ①以外の、住宅に本人と同居する賃貸借契約上の同居人
- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害または費用の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

（注） 責任無能力者を監督する者

責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。

第2章 補償条項

第1節 家財補償

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、住宅に収容されている被保険者が所有する家財とします。
- (2) 次に掲げる物のうち被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち住宅に付加した物
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち住宅に付加した物

- ④ 室内に設置されたエアコンと一体の室外機
 - ⑤ 住宅に付属する洗濯機置場に設置された洗濯機
 - ⑥ 住宅が属する敷地内の洗濯物、衣服および布団その他これらに類する物
- (3) 次に掲げる物は、保険の対象には含まれません。
- ① 自動車^(注1)、船舶^(注2)および航空機
 - ② 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、乗車券等、商品券、チケット類、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、切手または印紙その他これらに類する物
 - ③ 稿本、設計書、図案、雛型^{ひな}、鋳型^い、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ④ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
 - ⑤ 貴金属、腕時計、宝玉および宝石ならびに書画、骨董^{とう}、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の再調達価額が30万円を超える物
 - ⑥ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物
 - ⑦ 動物および植物
- (4) (3)の規定にかかわらず、(3)②の通貨もしくは預貯金証書または⑤に掲げるものに盗難による損害が生じたときは、これらを保険の対象として取扱います。この場合であっても、この普通保険約款にいう再調達価額および保険金額ならびに家財総合補償保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

(注1) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

(注2) 船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

第5条（家財保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害^(注1)^(注2)に対して、家財保険金を支払います。
- ① 火災、落雷、破裂または爆発
 - ② 風災、雹災^{ひょう}または雪災。風、雨、雪、雹^{ひょう}、砂塵^{じん}、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害については、住宅またはその開口部がこれらの事故によって直接破損したために生じた場合に限りま。
 - ③ 住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または住宅内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵^{じん}、粉塵^{じん}、煤煙^{ばい}その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは(4)の事故による損害を除きます。
 - ④ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が

占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、②の事故もしくは(4)の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。

⑤ 騒擾^{じょう}およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(2) 当会社は、盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、家財（盗難）保険金を支払います。ただし、被保険者が盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をし、受理されたことが条件となります。なお、住宅に併設される専用駐輪場または住宅が一戸建の場合の敷地内に収容される自転車または原動機付自転車（完成品をいい、完成品を構成する部品のみは保険の対象から除きます。）はこの盗難事故の保険の対象に含みます。

(3) 当会社は、住宅内における次に掲げるもののいずれかの盗難によって被保険者に損害が生じた場合は、その損害に対して、家財（通貨盗難または預貯金証書盗難）保険金を支払います。ただし、被保険者が盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をし、受理されたことが条件となります。

① 通貨

② 預貯金証書

さらに、預貯金証書の盗難の場合には、次に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。

ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。

イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引出されたこと。

(4) 当会社は、水災によって保険の対象について生じた損害に対して、家財（水害）保険金を支払います。ただし、当会社が家財（水害）保険金を支払うのは、次のいずれかの状態となった場合に限りです。

① 住宅が床上浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合

② 住宅または住宅が属する建物につき半損以上の損害^(注3)が生じた結果、保険の対象に損害が生じた場合

(注1) 損害

消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。

(注2) 損害

(1)②の雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第73条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第70条（事故発生時の義務）の規定に基づく義務を負うものとします。

(注3) 半損以上の損害

主要構造部の損害の額が再調達価額の20%以上である損害または焼失もしくは流失した部分の床面積の住宅または住宅が属する建物の床面積に対する割合が20%以上である損害をいいます。

第6条（費用保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、第5条（家財保険金を支払う場合）(1)の事故によって家財保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (2) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、保険の対象を収容する住宅が半焼以上となった場合^(注1)、または保険の対象が全焼となった場合^(注2)には、それによって臨時に生ずる費用に対して、地震火災費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、第5条（家財保険金を支払う場合）(1)、(2)、(4)のいずれかに該当する事故により次の①または②のいずれかの状態となったために、臨時に賃貸住宅を賃借した場合または宿泊施設を利用した場合には、それによって臨時に生ずる費用に対して、賃借・宿泊費用保険金を支払います。ただし、事故の日から3か月以内に生じた費用に限ります。
 - ① 住宅または住宅が属する建物の損害が半損以上^(注3)となったこと
 - ② 住宅が属する建物が損害を受け、飲用水、電気もしくはガスの供給停止または排水設備もしくは生活用通路の使用不能の結果として住宅に居住することができなくなったこと

(注1) 半焼以上となった場合

住宅の主要構造部の火災による損害の額が、住宅の再調達価額の20%以上となった場合、または住宅の焼失した部分の床面積の住宅の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

(注2) 全焼となった場合

保険の対象の火災による損害の額が、保険の対象の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。

(注3) 半損以上

主要構造部の損害の額が再調達価額の20%以上である損害または焼失もしくは流失した部分の床面積の住宅または住宅が属する建物の床面積に対する割合が20%以上である損害をいいます。

第7条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、第5条（家財保険金を支払う場合）および第6条（費用保険金を支払う場合）の保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注2)またはその者^(注2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険契約者または被保険者が所有^(注3)または運転^(注4)する車両またはその積載物の衝突または接触
- ④ 保険の対象の置き忘れ^(注5)、紛失^(注6)または不注意による廃棄
- ⑤ 事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- ⑥ 保険の対象が屋外にある間に生じた盗難。ただし、第4条（保険の対象の範囲）(2)④から⑥までおよび住宅に併設される専用駐輪場または住宅が一戸建ての場合の敷地内に収容される自転車または原動機付自転車（完成品をいい、完成品を構成する部品のみは保険の対象から除きます。）の盗難を除きます。
- ⑦ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用（①から④までの事由によって発生した第5条（家財保険金を支払う場合）および第6条（費用保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害または費用、および発生原因がいかなる場合でも第5条および第6条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。）に対しては、第5条（家財保険金を支払う場合）および第6条（費用保険金を支払う場合）の保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、第6条（費用保険金を支払う場合）(2)の地震火災費用保険金については、この限りではありません。
- ③ 核燃料物質^(注7)もしくは核燃料物質^(注7)によって汚染された物^(注8)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害または費用（第5条（家財保険金を支払う場合）および第6条（費用保険金を支払う場合）の事故が生じた場合は、①から④までのいずれかに該当する損害に限ります。）に対しては、第5条（家財保険金を支払う場合）および第6条（費用保険金を支払う場合）の保険金を支払いません。
- ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化^(注9)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

③ ねずみ食い、虫食い等

④ 雨漏りおよび風、雨、雪、雹^{ひょう}、砂塵^{じん}、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入。ただし、住宅またはその開口部が第5条（家財保険金を支払う場合）に規定する事故によって破損することにもない、その破損部分から住宅の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害を除きます。

(4) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損^(注10)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、第5条（家財保険金を支払う場合）および第6条（費用保険金を支払う場合）の保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) その者

①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 所有

所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

(注4) 運転

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

(注5) 置き忘れ

保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいい、置き忘れ後の盗難を含みます。

(注6) 紛失

紛失後の盗難を含みます。

(注7) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注8) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注9) 自然の消耗もしくは劣化

日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

(注10) 汚損

落書きを含みます。

第8条（家財保険金の支払額）

- (1) 当会社が、第5条（家財保険金を支払う場合）(1)家財保険金および(2)家財（盗難）保険金として支払うべき損害の額は、保険の対象の再調達価額によって定めます。
- (2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険の対象の再調達価額を限度とします。
- (3) 当会社は、家財総合補償保険金額を限度とし、(1)および(2)の規定による損害の額を家財保険金として、支払います。ただし、第5条（家財保険金を支払う場合）(2)の家財（盗難）保険金の額は、1回の事故につき、100万円を限度とします。
- (4) 盗難によって貴金属、腕時計、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品に損害が生じ、1個または1組の損害の額が30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とみなして(1)から(3)までの規定を適用します。
- (5) 第5条（家財保険金を支払う場合）(3)①の通貨の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、20万円を限度とし、その損害の額を家財（通貨盗難）保険金として、支払います。
- (6) 第5条（家財保険金を支払う場合）(3)②の預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、200万円または家財総合補償保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を家財（預貯金証書盗難）保険金として、支払います。
- (7) 第5条（家財保険金を支払う場合）(4)の家財（水害）保険金として支払うべき損害の額は、再調達価額によって定めます。ただし、1回の事故につき家財総合補償保険金額^(注)の30%を限度とします。

（注） 家財総合補償保険金額

家財総合補償保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。

第9条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

当会社は、第6条（費用保険金を支払う場合）(1)の残存物取片づけ費用保険金として残存物取片づけ費用の実費を支払います。ただし、第5条（家財保険金を支払う場合）(1)の家財保険金の10%に相当する額を限度とします。

第10条（地震火災費用保険金の支払額）

当会社は、第6条（費用保険金を支払う場合）(2)の地震火災費用保険金として、次の算式^(注)によって算出した額を支払います。

$$\begin{aligned} & \text{家財総合補償保険金額} \times \text{支払割合} (5\%) \\ & = \text{地震火災費用保険金の額} \end{aligned}$$

（注） 次の算式

家財総合補償保険金額が再調達価額を超える場合は、算式の家財総合補償保険金額は、再調達価額とします。

第11条（賃借・宿泊費用保険金の支払額）

当会社は、第6条（費用保険金を支払う場合）(3)の賃借・宿泊費用保険金として、賃借・宿泊費用の実費を支払います。ただし、1回の事故につき、住宅の家賃月額（共益費を除きます。）の3か月分相当額または30万円のいずれか低い額を限度とします。

第12条（費用保険金と家財保険金との関係）

当会社は、第8条（家財保険金の支払額）から第11条（賃借・宿泊費用保険金の支払額）までの保険金の合計額が家財総合補償保険金額を超える場合でも、第9条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）から第11条（賃借・宿泊費用保険金の支払額）までの保険金を支払います。

第13条（損害防止費用）

(1) 当会社が第5条（家財保険金を支払う場合）(1)①の事故により同条(1)の家財保険金または第6条（費用保険金を支払う場合）(1)および(3)の費用保険金を支払うべき損害の発生または拡大の防止のために、保険契約者または被保険者が必要または有益な費用を支出したときは、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物^(注1)の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用^(注2)

(2) (1)に規定する場合を除き、当会社が第5条（家財保険金を支払う場合）または第6条（費用保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害の発生または拡大の防止のために、保険契約者または被保険者が支出した費用は、当会社は、これを負担しません。

(3) 当会社が第5条（家財保険金を支払う場合）または第6条（費用保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が発生した場合で、保険契約者または被保険者が、第70条（事故発生時の義務）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをとるために必要な費用を支出したときは、当会社は、その費用を負担します。

（注1） 損傷した物

消火活動に従事した者の着用物を含みます。

（注2） 費用

人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

第14条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当会社が第5条（家財保険金を支払う場合）(1)の家財保険金、(2)の家財（盗難）保険金または(4)の家財（水害）保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

(2) 盗取された保険の対象について、当会社が第5条（家財保険金を支払う場合）(2)の家財（盗難）保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第8条（家財保険金の支払額）(2)の費用を除き、盗取の損害は生じ

なかったものとみなします。

- (3) 盗取された保険の対象について、当会社が第5条（家財保険金を支払う場合）(2)の家財（盗難）保険金を支払った場合は、その保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権は、保険金の額のその再調達価額に対する割合によって、当会社に移転します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた第5条（家財保険金を支払う場合）(2)の家財（盗難）保険金に相当する額（第8条（家財保険金の支払額）(2)の費用に対する第5条（家財保険金を支払う場合）(2)の家財（盗難）保険金に相当する額を差し引いた残額とします。）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

第2節 修理費用等補償

第15条（修理費用保険金を支払う場合）

当会社は、住宅またはその住宅に備え付けの貸主所有の家財が次のいずれかに該当する事故によって損害（注1）を受け、被保険者がその住宅の貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用（注2）に対して、修理費用保険金を支払います。ただし、第39条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の規定によって借家人賠償責任保険金を支払う場合を除きます。

- ① 火災、落雷、破裂または爆発
- ② 住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または住宅内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災、土砂崩れもしくは⑤の事故による損害を除きます。
- ③ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、水災もしくは⑤の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。
- ④ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ⑤ 風災、雹災または雪災。風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害については、住宅またはその開口部がこれらの事故によって直接破損したために生じた場合に限りま。
- ⑥ 盗難

（注1） 損害

⑤の雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第73条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定

します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第70条（事故発生時の義務）の規定に基づく義務を負うものとします。

(注2) 修理費用

損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用とし、損害発生直前の状態を超える修理（取替えを含みます。）については、その超える部分に対応する費用を除きます。

第16条（取付けガラス不測かつ突発的な事故修理費用保険金を支払う場合）

当会社は、住宅の取付けガラスが不測かつ突発的な事故^(注1)により損害を受けたため、被保険者がその住宅の貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用^(注2)に対して、取付けガラス不測かつ突発的な事故修理費用保険金を支払います。ただし、第39条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の規定によって借家人賠償責任保険金を支払う場合を除きます。

(注1) 事故

第15条（修理費用保険金を支払う場合）の事故を除きます。

(注2) 修理費用

損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用とし、損害発生直前の状態を超える修理（取替えを含みます。）については、その超える部分に対応する費用を除きます。

第17条（洗面台不測かつ突発的な事故修理費用保険金を支払う場合）

当会社は、住宅の洗面台が不測かつ突発的な事故^(注1)により損害を受けたため、被保険者がその住宅の貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用^(注2)に対して、洗面台不測かつ突発的な事故修理費用保険金を支払います。ただし、第39条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の規定によって借家人賠償責任保険金を支払う場合を除きます。

(注1) 事故

第15条（修理費用保険金を支払う場合）の事故を除きます。

(注2) 修理費用

損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用とし、損害発生直前の状態を超える修理（取替えを含みます。）については、その超える部分に対応する費用を除きます。

第18条（便器不測かつ突発的な事故修理費用保険金を支払う場合）

当会社は、住宅の便器^(注1)が不測かつ突発的な事故^(注2)により損害を受けたため、被保険者がその住宅の貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用^(注3)に対して、便器不測か

つ突発的な事故修理費用保険金を支払います。ただし、第39条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の規定によって借家人賠償責任保険金を支払う場合を除きます。

(注1) 便器

便器には、便座、便蓋のほか、付属物を含みます。

(注2) 事故

第15条（修理費用保険金を支払う場合）の事故を除きます。

(注3) 修理費用

損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用とし、損害発生直前の状態を超える修理（取替えを含みます。）については、その超える部分に対応する費用を除きます。

第19条（浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金を支払う場合）

当会社は、住宅の浴槽が不測かつ突発的な事故^(注1)により損害を受けたため、被保険者がその住宅の貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用^(注2)に対して、浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金を支払います。ただし、第39条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の規定によって借家人賠償責任保険金を支払う場合を除きます。

(注1) 事故

第15条（修理費用保険金を支払う場合）の事故を除きます。

(注2) 修理費用

損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用とし、損害発生直前の状態を超える修理（取替えを含みます。）については、その超える部分に対応する費用を除きます。

第20条（給排水管凍結損害修理費用保険金を支払う場合）

当会社は、住宅の給排水管（以下「給排水管」といいます。）が凍結によって損壊（パッキングのみに生じた損壊を除きます。）した場合または使用不能となった場合に、被保険者がその住宅の貸主との契約に基づきまたは緊急的に損害発生直前の状態や使用可能な状態に復旧するために自己の費用で現実に修理したときは、その修理費用^(注)に対して、給排水管凍結損害修理費用保険金を支払います。ただし、被保険者以外の者が占有する部分（共同住宅の共用部分を含みます。）の給排水管にかかわる損害を除きます。

(注) 修理費用

損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用とし、損害発生直前の状態を超える修理（取替えを含みます。）については、その超える部分に対応する費用を除きます。

第21条（ドアロック盗難事故交換費用保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内においてかぎ^(注)が盗難にあった場合、ドアロックの交換に必要な費用に対して、ドアロック盗難事故交換費用保険金を支払います。ただし、被保険者

が盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出し、受理されたことが条件となります。

(注) かぎ

住宅のドア（建物または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。）のかぎをいいます。

第22条（ドアロックいたずら事故交換費用保険金を支払う場合）

当会社は、住宅のドアロックがいたずらによって損壊が発生し、使用不能となった場合に、ドアロックの交換に必要な費用に対して、ドアロックいたずら事故交換費用保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者が、いたずらを知った後直ちに所轄の警察署あてに被害の届出し、受理されたことを条件とします。

第23条（修理費用等保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた修理費用またはドアロックの交換費用に対しては、第15条（修理費用保険金を支払う場合）から第22条（ドアロックいたずら事故交換費用保険金を支払う場合）までの保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者、住宅の貸主^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^(注2)またはその者^(注2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険契約者、被保険者または住宅の貸主が所有^(注3)または運転^(注4)する車両またはその積載物の衝突または接触

④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑥ 核燃料物質^(注5)もしくは核燃料物質^(注5)によって汚染された物^(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑦ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

⑧ ④から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害に対する修理費用（第15条（修理費用保険金を支払う場合）から第20条（給排水管凍結損害修理費用保険金を支払う場合）までの事故が生じた場合は、①から④までのいずれかに該当する損害に対する修理費用に限り、）に対しては、第15条（修理費用保険金を支払う場合）から第20条（給排水管凍結損害修理費用保険金を支払う場合）までの保険金を支払いません。

① 住宅の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって住宅を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。

- ② 住宅の自然の消耗もしくは劣化^(注7)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等
- ④ 雨漏りおよび風、雨、雪、雹^{ひょう}、砂塵^{じん}、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入。ただし、住宅またはその開口部が第15条（修理費用保険金を支払う場合）に規定する事故によって破損することにともない、その破損部分から住宅の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害を除きます。
- (3) 当会社は、住宅の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損^(注8)であって、住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、第15条（修理費用保険金を支払う場合）から第20条（給排水管凍結損害修理費用保険金を支払う場合）までの保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、次のいずれかに該当する修理費用に対しては、第15条（修理費用保険金を支払う場合）から第20条（給排水管凍結損害修理費用保険金を支払う場合）までの保険金を支払いません。
 - ① 住宅を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修理費用
 - ② 住宅を貸主に明け渡した後に発見された住宅の損壊に対する修理費用
- (5) 当会社は、次に掲げる物に対する修理費用に対しては、第15条（修理費用保険金を支払う場合）の修理費用保険金を支払いません。
 - ① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部^(注9)
 - ② 住宅に設置された感知器類
 - ③ 玄関、エントランスホール、ロビー、廊下、昇降機、トイレ、浴室、郵便ポスト、宅配ボックス、宅配ロッカー、門、塀、垣、車庫、駐輪場、給水塔等の住宅が属する建物において共同の利用に供される物
 - ④ 住宅が属する建物の付属施設（屋外設備・装置）としての門、塀、垣、物置、車庫、駐輪場、電気・ガスの供給設備、送信・受信設備、配管設備その他これらに類する物
- (6) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対する修理費用に対しては、第16条（取付けガラス不測かつ突発的な事故修理費用保険金を支払う場合）から第19条（浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金を支払う場合）までの保険金を支払いません。
 - ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。
 - ② 住宅の使用もしくは管理を委託された者の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得

させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。

- ③ 住宅に対する加工（注10）、修理または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 - ④ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって生じた損害
 - ⑤ 詐欺または横領によって生じた損害
 - ⑥ 土地の沈下、隆起、移動または振動等によって生じた損害
 - ⑦ 電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合は、保険金を支払います。
- (7) 当会社は、被保険者、被保険者の配偶者、被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族、被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子の行ったまたは加担した犯罪行為によって生じたドアロックの交換費用に対しては、第21条（ドアロック盗難事故交換費用保険金を支払う場合）および第22条（ドアロックいたずら事故交換費用保険金を支払う場合）の保険金を支払いません。
- (8) 当会社は、かぎの置き忘れ（注11）、紛失（注12）または不注意による廃棄によって生じたドアロックの交換費用に対しては、第21条（ドアロック盗難事故交換費用保険金を支払う場合）の保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者、被保険者、住宅の貸主

保険契約者、被保険者または住宅の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) その者

①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 所有

所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

(注4) 運転

保険契約者、被保険者または住宅の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注7) 自然の消耗もしくは劣化

日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

- (注8) 汚損
落書きを含みます。
- (注9) 主要構造部
建物の構造上重要ではない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、小ばり、ひさし、局所的な小階段その他これらに類する部分は含みません。
- (注10) 加工
建築をいい、増築、改築または一部取りこわしを含みます。
- (注11) 置き忘れ
かぎを置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいい、置き忘れ後の盗難を含みます。
- (注12) 紛失
紛失後の盗難を含みます。

第24条（修理費用保険金の支払額）

当会社が第15条（修理費用保険金を支払う場合）の修理費用保険金として支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、100万円を限度とします。

第25条（取付けガラス不測かつ突発的な事故修理費用保険金の支払額）

当会社が第16条（取付けガラス不測かつ突発的な事故修理費用保険金を支払う場合）の取付けガラス不測かつ突発的な事故修理費用保険金として支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、30万円を限度とします。

第26条（洗面台不測かつ突発的な事故修理費用保険金の支払額）

当会社が第17条（洗面台不測かつ突発的な事故修理費用保険金を支払う場合）の洗面台不測かつ突発的な事故修理費用保険金として支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、30万円を限度とします。

第27条（便器不測かつ突発的な事故修理費用保険金の支払額）

当会社が第18条（便器不測かつ突発的な事故修理費用保険金を支払う場合）の便器不測かつ突発的な事故修理費用保険金として支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、30万円を限度とします。

第28条（浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金の支払額）

当会社が第19条（浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金を支払う場合）の浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金として支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、30万円を限度とします。

第29条（給排水管凍結損害修理費用保険金の支払額）

当会社が第20条（給排水管凍結損害修理費用保険金を支払う場合）の給排水管凍結損害修理費用保険金として支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、10万円を限度とします。

第30条（ドアロック盗難事故交換費用保険金の支払額）

当会社が第21条（ドアロック盗難事故交換費用保険金を支払う場合）のドアロック盗難事故交換費用保険金として支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、3万円を限度とします。

第31条（ドアロックいたずら事故交換費用保険金の支払額）

当会社が第22条（ドアロックいたずら事故交換費用保険金を支払う場合）のドアロックいたずら事故交換費用保険金として支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、3万円を限度とします。

第32条（損害防止費用および権利保全行使費用の取扱い）

- (1) 当会社が第15条（修理費用保険金を支払う場合）から第22条（ドアロックいたずら事故交換費用保険金を支払う場合）までの保険金を支払うべき損害の発生または拡大の防止のために、保険契約者または被保険者が支出した費用は、当会社は、これを負担しません。
- (2) 当会社が第15条（修理費用保険金を支払う場合）から第22条（ドアロックいたずら事故交換費用保険金を支払う場合）までの保険金を支払うべき損害が発生した場合で、保険契約者または被保険者が、第70条（事故発生時の義務）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをとるために必要な費用を支出したときは、当会社は、その費用を負担します。

第3節 特殊清掃・遺品整理費用補償

第33条（特殊清掃費用保険金を支払う場合）

当会社は、住宅内において、被保険者の死亡を直接の原因としてその住宅について汚損等の損害が生じた場合、死亡した被保険者の法定相続人、他の被保険者、賃貸借契約上の連帯保証人または賃貸借契約上の借主が負担した特殊清掃費用に対して特殊清掃費用保険金を支払います。ただし、第47条（特殊清掃費用賠償責任保険金を支払う場合）の規定によって特殊清掃費用賠償責任保険金を支払う場合を除きます。

第34条（遺品整理費用保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者の死亡を直接の原因としてその住宅の賃貸借契約が終了する場合において、死亡した被保険者の法定相続人、他の被保険者、賃貸借契約上の連帯保証人または賃貸借契約上の借主が負担した遺品整理費用に対して、遺品整理費用保険金を支払います。ただし、第48条（遺品整理費用賠償責任保険金を支払う場合）の規定によって遺品整理費用賠償責任保険金を支払う場合を除きます。

第35条（特殊清掃・遺品整理費用保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた特殊清掃費用または遺品整理費用に対しては、第33条（特殊清掃費用保険金を支払う場合）および第34条（遺品整理費用保険金を支払う場合）の保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、住宅の貸主（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反（注2）
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注3）またはその者（注3）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ ③から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 保険契約者、被保険者、住宅の貸主

保険契約者、被保険者または住宅の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 故意もしくは重大な過失または法令違反

被保険者については、特殊清掃費用発生についての故意に限るものとします。

(注3) その他

①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第36条（特殊清掃費用保険金の支払額）

当会社が第33条（特殊清掃費用保険金を支払う場合）の特殊清掃費用保険金として支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、50万円を限度とします。

第37条（遺品整理費用保険金の支払額）

当会社が第34条（遺品整理費用保険金を支払う場合）の遺品整理費用保険金として支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、50万円を限度とします。

第38条（損害防止費用および権利保全行使費用の取扱い）

- (1) 当会社が第33条（特殊清掃費用保険金を支払う場合）または第34条（遺品整理費用保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害の発生または拡大の防止のために、保険契約者または被保険者が支出した費用は、当会社は、これを負担しません。
- (2) 当会社が第33条（特殊清掃費用保険金を支払う場合）または第34条（遺品整理費用保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が発生した場合で、保険契約者または被保険者が、第70条（事故発生時の義務）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをとるために必要な費用を支出したときは、当会社は、その費用を負担します。

第4節 借家人賠償責任補償

第39条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が住宅の所有者でない場合において、その住宅または住宅に備え付けの貸主所有の家財が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂または爆発、盗難もしくは給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水ま

たは^{いづ}溢水による水濡れにより損害を受けたため、被保険者がその住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、借家人賠償責任保険金を支払います。

第40条（借家人賠償責任保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注2）またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 被保険者の心神喪失または指図
 - ③ 住宅の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この限りではありません。
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑥ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑦ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ ④から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。
- ① 被保険者と住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ② 被保険者が住宅を貸主に引き渡した後に発見された住宅の損壊に起因する損害賠償責任
- (3) 当会社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

（注1） 損害

被保険者が損害賠償責任を負担することによって被った損害を含みます。

（注2） 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3） 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注4） 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第41条（借家人賠償責任補償の損害の範囲）

- (1) 当会社が第39条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金として支払うべき損害は、被保険者が住宅の貸主に支払うべき損害賠償金（注）とします。
- (2) 当会社が第39条（借家人賠償責任保険金を支払う場

合)の借家人賠償責任保険金を支払うべき損害の発生または拡大の防止のために、保険契約者または被保険者が支出した費用は、当会社は、これを負担しません。

- (3) 当会社が第39条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)の借家人賠償責任保険金を支払うべき損害が発生した場合で、保険契約者または被保険者が、下表に掲げる費用を支出したときは、当会社は、その費用を負担します。

名 称	内 容
① 争訟費用	被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に必要とした費用
② 示談交渉費用	被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に必要とした費用
③ 権利保全行使費用	第70条(事故発生時の義務)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをとるために必要とした費用
④ 協力費用	第70条(事故発生時の義務)⑩に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために必要とした費用

(注) 損害賠償金

判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額をこれから差し引くものとします。

第42条(借家人賠償責任保険金等の支払額)

- (1) 当会社は、1回の事故につき賠償責任補償保険金額を限度として、第41条(借家人賠償責任補償の損害の範囲)(1)の損害賠償金の額を借家人賠償責任保険金として支払います。
- (2) 当会社は、第41条(借家人賠償責任補償の損害の範囲)(3)①および②の費用については、その全額を負担します。ただし、同条(1)の損害賠償金の額が賠償責任補償保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額を負担します。

$$\text{負担する額} = \text{争訟費用および示談交渉費用の合計額} \times \text{賠償責任補償保険金額} / \text{損害賠償金の額}$$

- (3) 当会社は、第41条(借家人賠償責任補償の損害の範囲)(3)③および④の費用については、その全額を負担します。
- (4) 当会社が1回の事故につき支払うべき第39条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)の借家人賠償責任保険金の額と第43条(個人賠償責任保険金を支払う場合)の個人賠償責任保険金の額の合計額が賠償責任補償保険金額を超える場合は、賠償責任補償保険金額を、個人賠償責任保険金がないものとして算出した借家人賠償責任保険金の額および借家人賠償責任保険金がないものとし

て算出した個人賠償責任保険金の額で比例配分した額を賠償責任補償保険金額とみなして、(1)および(2)の規定を適用します。

第5節 個人賠償責任補償

第43条（個人賠償責任保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する事故に起因する他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、個人賠償責任保険金を支払います。

- ① 被保険者本人の居住の用に供される住宅の使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者が日本国内で営む日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故

第44条（個人賠償責任保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注2）またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ③ 被保険者相互間で発生した事故による身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物（注5）の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶（注6）、車両（原動力が専ら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

- ⑩ 排気（煙を含みます。）または廃棄物によって生じた損害賠償責任
 - ⑪ 給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他既設の設備・装置類の欠陥、劣化またはさびに起因する損害賠償責任
 - ⑫ 被保険者が職務に使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 当会社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。

(注1) 損害

被保険者が損害賠償責任を負担することによって被った損害を含みます。

(注2) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 使用または管理する財物

受託品を含みます。

(注6) 船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

第45条（個人賠償責任補償の損害の範囲）

- (1) 当会社が第43条（個人賠償責任保険金を支払う場合）の個人賠償責任保険金として支払うべき損害は、被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金（注1）とします。
- (2) 当会社が第43条（個人賠償責任保険金を支払う場合）の個人賠償責任保険金を支払うべき損害の発生または拡大の防止のために、保険契約者または被保険者が必要または有益な費用を支出したときは、当会社は、その費用を負担します。
- (3) 当会社が第43条（個人賠償責任保険金を支払う場合）の個人賠償責任保険金を支払うべき損害が発生した場合で、保険契約者または被保険者が、次に掲げる費用を支出したときは、当会社は、その費用を負担します。
 - ① 第41条（借家人賠償責任補償の損害の範囲）(3)の表に掲げる費用
 - ② 緊急措置費用（注2）

(注1) 損害賠償金

判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額をこれから差し引くものとします。

(注2) 緊急措置費用

損害の発生または拡大の防止のために必要または

有益と認められる手段を講じた後に被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときの、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

第46条（個人賠償責任保険金等の支払額）

- (1) 当会社は、1回の事故につき賠償責任補償保険金額を限度として、第45条（個人賠償責任補償の損害の範囲）(1)の損害賠償金の額を個人賠償責任保険金として支払います。
- (2) 第42条（借家人賠償責任保険金等の支払額）(2)および(3)の規定は、第45条（個人賠償責任補償の損害の範囲）(3)①の費用について準用します。
- (3) 第45条（個人賠償責任補償の損害の範囲）(2)および(3)②の費用については、その全額を負担します。
- (4) 当会社が1回の事故につき支払うべき第39条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金の額と第43条（個人賠償責任保険金を支払う場合）の個人賠償責任保険金の額の合計額が賠償責任補償保険金額を超える場合は、賠償責任補償保険金額を、個人賠償責任保険金がないものとして算出した借家人賠償責任保険金の額および借家人賠償責任保険金がないものとして算出した個人賠償責任保険金の額で比例配分した額を賠償責任補償保険金額とみなして、(1)および(2)の規定を適用します。

第6節 特殊清掃・遺品整理費用賠償責任補償

第47条（特殊清掃費用賠償責任保険金を支払う場合）

- (1) 第33条（特殊清掃費用保険金を支払う場合）に規定する場合を除き、当会社は、住宅がその住宅内における被保険者の死亡を直接の原因として汚損等の損害を受けたため、被保険者がその住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（特殊清掃費用）に対して、特殊清掃費用賠償責任保険金を支払います。ただし、(2)に規定する住宅の貸主による直接請求権に基づき、請求を受けた場合に限りします。
- (2) 損害賠償請求権者である住宅の貸主は、次に掲げる場合、(1)に定める特殊清掃費用賠償責任保険金の支払いを請求することができます。
 - ① 第72条（保険金の請求）(1)③に掲げる特殊清掃費用保険金の請求権者に保険金請求の手続きを通知後、1か月以内に保険金請求の意思表示を行わなかった場合または拒否した場合
 - ② 第72条（保険金の請求）(1)③に掲げる特殊清掃費用保険金の請求権者が不存在、破産または生死不明の場合

第48条（遺品整理費用賠償責任保険金を支払う場合）

- (1) 第34条（遺品整理費用保険金を支払う場合）に規定する場合を除き、当会社は、被保険者の死亡を直接の原因としてその住宅の賃貸借契約が終了する場合において

て、被保険者が遺品整理費用についてその住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、遺品整理費用賠償責任保険金を支払います。ただし、(2)に規定する住宅の貸主による直接請求権に基づき、請求を受けた場合に限りします。

(2) 損害賠償請求権者である住宅の貸主は、次に掲げる場合、(1)に定める遺品整理費用賠償責任保険金の支払いを請求することができます。

① 第72条（保険金の請求）(1)③に掲げる遺品整理費用保険金の請求権者に保険金請求の手続きを通知後、1か月以内に保険金請求の意思表示を行わなかった場合または拒否した場合

② 第72条（保険金の請求）(1)③に掲げる遺品整理費用保険金の請求権者が不存在、破産または生死不明の場合

第49条（特殊清掃・遺品整理費用賠償責任保険金を支払わない場合）

当会社は、第35条（特殊清掃・遺品整理費用保険金を支払わない場合）に規定する事由によって生じた損害に対しては、第47条（特殊清掃費用賠償責任保険金を支払う場合）および第48条（遺品整理費用賠償責任保険金を支払う場合）の保険金を支払いません。

第50条（特殊清掃費用賠償責任保険金の支払額）

当会社が第47条（特殊清掃費用賠償責任保険金を支払う場合）の特殊清掃費用賠償責任保険金として支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、50万円を限度とします。

第51条（遺品整理費用賠償責任保険金の支払額）

当会社が第48条（遺品整理費用賠償責任保険金を支払う場合）の遺品整理費用賠償責任保険金として支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、50万円を限度とします。

第52条（損害防止費用の取扱い）

当会社が第47条（特殊清掃費用賠償責任保険金を支払う場合）または第48条（遺品整理費用賠償責任保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害の発生または拡大の防止のために、保険契約者または被保険者が支出した費用は、当会社は、これを負担しません。

第3章 基本条項

第1節 告知・通知・無効・失効・解除および保険料の返還等

第53条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になるものは、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注)
- ③ 保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき損害または費用が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が保険金を支払うべき損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第64条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または費用については適用しません。

(注) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第54条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象を収容する住宅の用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ 被保険者が保険の対象を譲渡したこと。
- ④ ①から③までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注1)が発生したこと。
- (2) (1)の事実の発生によって、この保険契約の引受範囲^(注2)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第64条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除の原因となった事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注2) この保険契約の引受範囲

当会社が引受けできる保険契約の範囲に関する事項で、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第55条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険契約証記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第56条（重複加入の禁止）

- (1) 同一の被保険者は当会社が特に認めた場合を除き、保険期間を重複して当会社の保険契約の被保険者となること（以下「重複加入」といいます。）はできません。
- (2) (1)の規定に反して重複加入があった場合には、加入保険金額の合計が保険業法等の関連法令に基づき定める引受限度額を超過した場合、その超過保険金額部分を無効とします。

第57条（住宅の変更）

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知および当会社の承認をもって、住宅を変更することができます。ただし、変更後の住宅の用途が賃貸借契約の対象となっている居住用の住宅である場合に限りします。
- (2) 第53条（告知義務）の規定は、(1)の通知について準用します。この場合において、第53条（告知義務）の規定中「保険契約締結」とあるのは「第57条（住宅の変更）(1)の通知」と読み替えるものとします。
- (3) (1)の規定に基づいて当会社がこの保険契約における住宅の変更を承認する場合、変更前の住宅は、次のいずれか早い時をもって住宅ではなくなるものとします。
 - ① (1)の規定に基づいて当会社が住宅の変更を承認した時から30日を経過した時
 - ② 変更前の住宅に関する賃貸借契約が終了した時

第58条（保険契約の無効）

保険契約締結の際、次のいずれかに該当する事実があったときは、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約
- ② 第56条（重複加入の禁止）の重複加入の禁止に該当する事実があったとき。ただし、加入保険金額の合計が保険業法等の関連法令に基づき定める引受限度額を超過した場合、その超過保険金額部分を無効とします。

第59条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第76条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合

- (2) 保険契約締結の後、住宅に係る賃貸借契約が終了した場合は、終了した時にこの保険契約は効力を失います。

第60条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第61条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、家財総合補償保険金額が保険の対象の再調達価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の再調達価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、家財総合補償保険金額について、減少後の保険の対象の再調達価額に至るまでの減額を請求することができます。

第62条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第63条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力^(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力^(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力^(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が損害または費用の発生した後に

なされた場合であっても、第64条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、次の損害または費用については適用しません。

① (1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害または費用

② (1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害または費用

(注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第64条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第65条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 第58条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 第59条（保険契約の失効）(1)の規定により保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し月割をもって計算^(注)した保険料を返還します。

(3) 第59条（保険契約の失効）(2)の規定により保険契約が失効となる場合には、当会社は、第68条（保険料の返還－解除の場合）(1)の規定を準用して保険料を返還します。

(注) 未経過期間に対し月割をもって計算

$$\frac{\text{未経過月数（1か月に満たない期間は1か月とします。）}}{12 \times \text{保険期間（1年または2年）}}$$

第66条（保険料の返還－取消しの場合）

第60条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第67条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

(1) 第61条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡^{さかのぼ}って、この保険契約の保険料と取消し後の保険契約に適用される保険料との差額を返還します。

(2) 第61条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、この保険契約の保険料と変更後の保険契約に適用される保険料との差額に対して、未経過期間に対し月割をもって計算^(注)した保険料を返還します。

(注) 未経過期間に対し月割をもって計算

未経過月数（1か月に満たない期間は1か月とします。）

12×保険期間（1年または2年）

第68条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第53条（告知義務）(2)、第54条（通知義務）(3)または第63条（重大事由による解除）(1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し月割をもって計算^(注)した保険料を差し引いてその残額を返還します。
- (2) 第62条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合も、(1)の規定によることとします。

(注) 既経過期間に対し月割をもって計算

既経過月数（1か月に満たない期間は1か月とします。）

12×保険期間（1年または2年）

第69条（保険料の増額または保険金額の削減）

- (1) 当会社は、この保険契約の支払事由に該当する保険の対象および被保険者数の増加ならびに支払うべき保険金額の増加その他これらに準ずる事態が発生し、この保険契約の引受けが当会社の経営に著しい影響を及ぼすと認められた場合には、当会社の定めるところにより保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) (1)の規定により保険料の増額あるいは保険金額の減額をする場合には、速やかに保険契約者にその旨を通知します。

第2節 事故発生時の義務、保険金の請求等

第70条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、次の①から⑩までの義務を履行しなければなりません。

区 分	義 務 の 内 容
① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故または損害の発生の通知	事故または損害の発生の日時、場所および事故または損害の概要を直ちに当会社へ通知すること。
③ 事故または損害の内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社へ書面等により通知すること。 ア. 事故または損害の状況 イ. 事故もしくは損害の発生の日時、場所または事故もしくは損害の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求 ^(注1) を受けた場合は、その内容

④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容 ^(注2) について、遅滞なく当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求 ^(注1) についての訴訟を提起しまたは提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。
⑦ 盗難またはドアロックいたずらの届出	保険の対象に盗難による損害またはドアロックのいたずらが発生した場合は、遅滞なく警察に届け出ること。
⑧ 修理着手の事前承認	保険の対象を修理する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当てを行う場合を除きます。
⑨ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求 ^(注1) を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
⑩ 調査の協力等	①から⑨までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第71条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく第70条（事故発生時の義務）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

区 分	差 引 金 額
① 第70条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第70条の表の②から⑤まで、⑦、⑧および⑩	規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第70条の表の⑥	他人に損害賠償の請求 ^(注) をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第70条の表の⑨	損害賠償責任がないと認められる額

- (2) 保険契約者または被保険者は、正当な理由がなく第70条（事故発生時の義務）の表の③、⑦もしくは⑩に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第72条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 第5条（家財保険金を支払う場合）に係る家財保険金、第6条（費用保険金を支払う場合）(1)および(2)の費用保険金の請求に関しては、損害が発生した時
 - ② 第6条（費用保険金を支払う場合）(3)および第15条（修理費用保険金を支払う場合）から第22条（ドアロックいたずら事故交換費用保険金を支払う場合）までの費用保険金の請求に関しては、被保険者が費用を負担した時
 - ③ 第33条（特殊清掃費用保険金を支払う場合）および第34条（遺品整理費用保険金を支払う場合）に係る特殊清掃費用保険金および遺品整理費用保険金の請求に関しては、保険金請求権者である死亡した被保険者の法定相続人、他の被保険者、賃貸借契約上の連帯保証人または賃貸借契約上の借主が特殊清掃費用または遺品整理費用を負担した時
 - ④ 第39条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）および第43条（個人賠償責任保険金を支払う場合）に係る借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ⑤ 第47条（特殊清掃費用賠償責任保険金を支払う場合）および第48条（遺品整理費用賠償責任保険金を支払う場合）に係る特殊清掃費用賠償責任保険金および遺品整理費用賠償責任保険金の請求に関しては、特殊清掃費用保険金または遺品整理費用保険金の請求権者に保険金請求の手続きを通知後、1か月以内に保険金請求の意思表示を行わなかった時もしくは拒否した時、または特殊清掃費用保険金または遺品整理費用保険金の請求権者が不存在、破産、生死不明が判明した時
- (2) 被保険者、特殊清掃費用保険金および遺品整理費用保険金の場合は保険金請求権者、特殊清掃費用賠償責任保険金および遺品整理費用賠償責任保険金の場合は住宅の貸主が、保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書

- ② 損害見積書またはこれに代わるべき書類
 - ③ 盗難やいたずらによる損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④ 第33条（特殊清掃費用保険金を支払う場合）および第34条（遺品整理費用保険金を支払う場合）に係る特殊清掃費用保険金および遺品整理費用保険金の請求に関しては、保険金請求権者を確認できる書類（戸籍謄本、賃貸借契約書等）、死亡の事実を確認できる書類（死体検案書、死亡診断書等）、損害の額を確認できる書類（特殊清掃費用領収書または遺品整理費用領収書等）
 - ⑤ 第39条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）および第43条（個人賠償責任保険金を支払う場合）に係る借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑥ 第47条（特殊清掃費用賠償責任保険金を支払う場合）および第48条（遺品整理費用賠償責任保険金を支払う場合）に係る特殊清掃費用賠償責任保険金および遺品整理費用賠償責任保険金の請求に関しては、④の書類の他、特殊清掃費用保険金または遺品整理費用保険金の請求権者に保険金請求の手続きを通知後、1か月以内に保険金請求の意思表示を行わなかったもしくは拒否したまたは特殊清掃費用保険金または遺品整理費用保険金の請求権者が不存在、破産または生死不明を確認できる書類
 - ⑦ その他当会社が第73条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者、特殊清掃費用保険金および遺品整理

費用保険金の場合は保険金請求権者、住宅の貸主または管理業者、特殊清掃費用賠償責任保険金および遺品整理費用賠償責任保険金の場合は住宅の貸主に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者、被保険者、特殊清掃費用保険金および遺品整理費用保険金の場合は保険金請求権者、住宅の貸主または管理業者、特殊清掃費用賠償責任保険金および遺品整理費用賠償責任保険金の場合は住宅の貸主が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 配偶者

配偶者は、第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第73条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額^(注2)、事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注4) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果

の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)に規定した保険金支払期限を超えて保険金を支払う場合は、当会社は、法定の利率で計算した額を加えて、保険金を支払います。

(5) 被保険者から保険金の内払の請求がある場合で、当会社が承認したときに限り、当会社の定める方法により保険金の内払を行います。

(6) 保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が第72条（保険金の請求）(2)または(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

再調達価額を含みます。

(注3) 次に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注4) 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注5) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第74条（当会社による解決）

(1) 次のいずれかの損害が発生した場合、当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

① 第2章補償条項第4節借家人賠償責任補償の借家人賠償責任保険金を支払うべき損害賠償金

② 第2章補償条項第5節個人賠償責任補償の個人賠償責任保険金を支払うべき損害賠償金

(2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて(1)の損害に対する保険金を支払います。

第75条（時効）

保険金請求権は、第72条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第76条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 第5条（家財保険金を支払う場合）(1)または(2)の家財保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき家財総合補償保険金額^(注)に相当する額となった場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

（注） 家財総合補償保険金額

家財総合補償保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。

第77条（他の保険契約等がある場合の保険金等の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、保険金^(注2)の種類ごとに支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金^(注2)として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金^(注2)または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額^(注1)
 - ② 他の保険契約等から保険金^(注2)または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金^(注2)または共済金の合計額を差し引いた残額。
ただし、この保険契約の支払責任額^(注1)を限度とします。
- (2) (1)の場合において、第6条（費用保険金を支払う場合）(1)の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額^(注1)を算出するにあたっては、第5条（家財保険金を支払う場合）(1)の家財保険金の額は、(1)の規定を適用して算出した額とします。

（注1） 支払責任額

他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金^(注2)または共済金の額をいいます。

（注2） 保険金

第13条（損害防止費用）(1)および(3)、第32条（損害防止費用および権利保全行使費用の取扱い）(2)、第38条（損害防止費用および権利保全行使費用の取扱い）(2)、第41条（借家人賠償責任補償の損害の範囲）(3)ならびに第45条（個人賠償責任補償の損害の範囲）(2)および(3)の費用に係る負担金を含みます。

第78条（保険金の削減支払）

- (1) 当会社は、大規模災害による保険金支払いが当会社の業務または財産の状況に照らして経営の継続が著しく困難になると認められた場合には、当会社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。
- (2) (1)の規定により保険金の削減支払を行う場合は、速やかに保険契約者にその旨を通知するものとします。

第79条（直接請求権）

- (1) 損害賠償請求権者は、次に掲げる場合に当会社に対して第39条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）および第43条（個人賠償責任保険金を支払う場合）に定める借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金の支払を請求することができます。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
- (2) 当会社は、(1)の請求がなされた場合に、損害賠償請求権者に対して第39条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）および第43条（個人賠償責任保険金を支払う場合）に定める借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金を支払います。ただし、支払限度額（当会社が既に支払った借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金がある場合は、それらの金額を差し引いた額）を限度とします。
- (3) 当会社は、損害賠償請求権者による借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金の請求が、被保険者の借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金の請求と競合した場合は、損害賠償請求権者に対して優先して借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金を支払います。
- (4) (2)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金を支払った場合は、その金額を限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金を支払ったものとし、ます。

第80条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金請求権^{（注1）}について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合^{（注2）}
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠

償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合 (注3)

(3) 借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金請求権 (注1) は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金請求権 (注1) を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対してこれらの保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注1) 借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金請求権

第41条（借家人賠償責任補償の損害の範囲）(3)の費用に対する保険金請求権ならびに第45条（個人賠償責任補償の損害の範囲）(2)および(3)の費用に対する保険金請求権を除きます。

(注2) 被保険者に支払う場合

被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注3) 当会社から被保険者に支払う場合

損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第81条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権 (注) を取得した場合において、当会社はその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第3節 保険契約の更新

第82条（保険契約の更新）

- (1) 当会社は、保険契約の満了時の3か月前までに更新契約引受けの場合の保険料その他保険金額等の引受内容を記載した書面を保険契約者あてに送付します。
- (2) この保険契約の保険期間の末日の1か月前までに、保険契約者から更新しない旨の申出がない場合は、(1)の引受内容を記載した書面どおりの更新の申出があったものとして更新します。
- (3) 当会社は、予定していた収支状況が悪化すると想定される事態が発生した場合には、更新後の保険料の増額、保険金額の減額を行うことがあります。
- (4) 当会社は、(3)の規定にかかわらず本保険の引受が不採算となり、会社の経営に影響を及ぼすと認められた場合には更新契約の引受けを行わないことがあります。この場合にも、3か月前までにその旨を記載した書面を保険契約者あてに送付します。

第83条（更新契約保険料の払込み）

保険契約者は、更新契約の保険料を更新前の保険契約の保険期間の末日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込むものとします。なお、保険契約者から保険料を領収したときは、当会社は、保険料領収証を発行・交付します。

第84条（更新契約保険料の不払い）

保険契約者が、更新契約の保険料を第83条（更新契約保険料の払込み）の払込期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、第82条（保険契約の更新）(2)の規定にかかわらず、保険契約の更新を行わないものとします。

なお、払込期日後1か月間に限り、更新契約保険料の払込みをもって更新契約として取扱います。この場合、第2条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は適用しません。

第85条（更新契約の保険契約証）

更新された保険契約については、当会社は、保険契約更新証等を発行します。

第4節 その他の事項

第86条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの約款および特約に関する義務を負うものとします。

第87条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第88条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類		支払限度額
1	第5条（家財保険金を支払う場合）(1)の家財保険金		損害の額
2	第5条（家財保険金を支払う場合）(2)の家財（盗難）保険金		1回の事故につき、100万円（他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
3	第5条（家財保険金を支払う場合）(3)の家財（通貨盗難または預貯金証書盗難）保険金	(1)通貨	1回の事故につき、20万円（他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
		(2)預貯金証書	1回の事故につき、200万円（他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
4	第5条（家財保険金を支払う場合）(4)の家財（水害）保険金		1回の事故につき、家財総合補償保険金額の30％（他の保険契約等に、限度額がこれを超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
5	第6条（費用保険金を支払う場合）(1)の残存物取片づけ費用保険金		残存物取片づけ費用の額
6	第6条（費用保険金を支払う場合）(2)の地震火災費用保険金		1回の事故につき、保険の対象の再調達価額に5％（他の保険契約等に、支払割合が5％を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額

	保険金の種類	支払限度額
7	第6条（費用保険金を支払う場合）(3)の賃借・宿泊費用保険金	1回の事故につき、住宅の家賃月額の3か月分相当額もしくは30万円のいずれか低い額（他の保険契約等に、この費用に対する限度額が当会社の定める限度額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または賃借費用および宿泊費用の合計額のいずれか低い額
8	第15条（修理費用保険金を支払う場合）の修理費用保険金	1回の事故につき、100万円（他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または修理費用の額のいずれか低い額
9	第16条（取付けガラス不測かつ突発的な事故修理費用保険金を支払う場合）の取付けガラス不測かつ突発的な事故修理費用保険金	1回の事故につき、30万円（他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または取付けガラス修理費用の額のいずれか低い額
10	第17条（洗面台不測かつ突発的な事故修理費用保険金を支払う場合）の洗面台不測かつ突発的な事故修理費用保険金	1回の事故につき、30万円（他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または洗面台修理費用の額のいずれか低い額
11	第18条（便器不測かつ突発的な事故修理費用保険金を支払う場合）の便器不測かつ突発的な事故修理費用保険金	1回の事故につき、30万円（他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または便器修理費用の額のいずれか低い額
12	第19条（浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金を支払う場合）の浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金	1回の事故につき、30万円（他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または浴槽修理費用の額のいずれか低い額
13	第20条（給排水管凍結損害修理費用保険金を支払う場合）の給排水管凍結損害修理費用保険金	1回の事故につき、10万円（他の保険契約等に、限度額が10万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または給排水管凍結損害修理費用の額のいずれか低い額

	保険金の種類	支払限度額
14	第21条（ドアロック盗難事故交換費用保険金を支払う場合）のドアロック盗難事故交換費用保険金	1回の事故につき、3万円（他の保険契約等に、限度額が3万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）またはドアロック交換費用の額のいずれか低い額
15	第22条（ドアロックいたずら事故交換費用保険金を支払う場合）のドアロックいたずら事故交換費用保険金	1回の事故につき、3万円（他の保険契約等に、限度額が3万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）またはドアロック交換費用の額のいずれか低い額
16	第33条（特殊清掃費用保険金を支払う場合）の特殊清掃費用保険金	1回の事故につき、50万円（他の保険契約等に、限度額が50万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または特殊清掃費用の額のいずれか低い額
17	第34条（遺品整理費用保険金を支払う場合）の遺品整理費用保険金	1回の事故につき、50万円（他の保険契約等に、限度額が50万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または遺品整理費用の額のいずれか低い額
18	第39条（借家人賠償責任保険金を支払う場合）の借家人賠償責任保険金	損害の額
19	第43条（個人賠償責任保険金を支払う場合）の個人賠償責任保険金	損害の額
20	第47条（特殊清掃費用賠償責任保険金を支払う場合）の特殊清掃費用賠償責任保険金	1回の事故につき、50万円（他の保険契約等に、限度額が50万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額
21	第48条（遺品整理費用賠償責任保険金を支払う場合）の遺品整理費用賠償責任保険金	1回の事故につき、50万円（他の保険契約等に、限度額が50万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または損害の額のいずれか低い額

法人等契約の被保険者に関する特約

〔法人等（個人事業主を含みます。）が保険契約者の場合で、被保険者の指定（被保険者の記載）がないときは、この特約が適用されます。〕

第1条（特約の適用）

この特約は、保険契約証記載の住宅に保険契約者である法人等（個人事業主を含みます。以下同様とします。）の役員、使用人または管理下にある者（以下「従業員等」といいます。）が居住する場合に適用します。

第2条（被保険者および被保険者の範囲）

賃貸住宅入居者総合保険普通保険約款第1章総則第3条（被保険者およびその範囲）の保険契約証記載の被保険者は、特別な約定のある場合を除き、法人等の従業員等で保険契約証記載の住宅に居住する者としします。ただし、保険契約証に被保険者の記載がある場合には、この特約を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賃貸住宅入居者総合保険普通保険約款の規定を準用します。

保険契約証等の発行省略特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者がこの保険契約の保険契約証等（保険契約更新証を含みます。以下同様とします。）の発行・交付を不要として、当会社に対して保険契約の申込みを行う場合に適用します。

第2条（保険契約証等の発行省略）

- (1) 当会社は、保険契約者との合意のうえ、保険契約証等の発行・交付を省略します。
- (2) 当会社は、この特約が付帯された保険契約が更新された場合には、保険契約更新証の発行・交付を省略します。
- (3) 保険契約者から、保険契約証等の発行・交付の申し出があった場合は、速やかに保険契約証等を発行・交付します。ただし、この保険契約の保険期間の末日までに申し出た場合に限りします。

第3条（保険契約内容の提供）

当会社は、この特約が付帯された場合、電磁的方法により保険契約者に保険契約内容を提供します。

第4条（保険契約証等記載事項の適用）

当会社は、電磁的方法により提供した保険契約内容を、保険契約証等の記載事項とみなし、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定に適用します。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

通信販売特約

第1条（保険契約の申込み）

当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次に掲げるいずれかの方法により、保険契約の申込みを行うことができるものとします。

- ① 保険契約申込書に所定の事項を記載し、当会社へ送付すること。
- ② 電話、情報処理機器等の通信手段（インターネットを含みます。）を媒介とし、当会社に対して、保険契約申込みの意思を表示し、当会社所定の事項を連絡すること。

第2条（保険契約の引受通知）

当会社は、第1条（保険契約の申込み）の規定により保険契約の申込みを受けた場合、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う保険契約については、保険契約の内容、保険料、保険料の払込方法およびその払込期日を記載した引受通知を書面、電話またはネットワークを通じた情報端末の画面への表示により、保険契約者に通知します。

第3条（保険料の払込み）

保険契約者は、第2条（保険契約の引受通知）による引受通知に従い、保険料を払い込まなければなりません。

第4条（保険料不払いによる保険契約の解除）

当会社は、第3条（保険料の払込み）による保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面、電話またはネットワークを通じた情報端末の画面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第5条（普通保険約款の読み替え）

第1条（保険契約の申込み）により保険契約の申込みを行う場合は、この特約が付帯された普通保険約款第1条（用語の定義）の告知事項において「保険契約申込書の記載事項」とあるのを「保険契約の申込みを行う際に申し出る事項」と読み替えます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

被保険者を同一とする保険契約が 複数ある場合の支払限度額に関する特約

〔保険契約証・保険契約更新証・契約内容ご確認書の特約欄に「複数契約特約」の表示がある場合、この特約が適用されます。〕

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
事業用保険契約	設備・備品等を保険の対象とする保険契約をいいます。

住宅用保険契約	家財を保険の対象とする保険契約をいいます。
同一被保険者	当会社の保険契約において被保険者が同一である場合をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。

第2条（特約の適用）

この特約は、同一保険契約者において同一被保険者の保険契約が複数ある場合に適用します。ただし、住宅用保険契約は、1契約に限るものとし、また、保険の対象である設備・備品等または家財が、同一または隣接する建物内に収容される場合は、この特約を適用しません。

第3条（同一被保険者に対する1事故あたりの支払限度額－設備・備品等・家財）

- (1) この特約が付帯された場合において、同一被保険者の複数の保険契約の設備・備品等補償保険金額および家財総合補償保険金額の合計額が1,000万円を超えるときは、その保険金額の合計額を1,000万円とみなします。これにより、この特約が無いものとして算出した同一被保険者の各々の保険契約の1回の事故に対して支払われるべき設備・備品等補償・費用保険、家財補償、修理費用等補償および特殊清掃・遺品整理費用補償の保険金の合計額が1,000万円を超える場合でも、当社が支払うその保険金の合計額は、普通約款の規定にかかわらず、1回の事故につき1,000万円を限度とします。
- (2) (1)の場合において、この特約が付帯された同一被保険者の保険契約における同一の事故に対して支払う設備・備品等補償・費用保険、家財補償、修理費用等補償および特殊清掃・遺品整理費用補償の保険金の中での支払優先順位については、被保険者による指定に基づくものとします。
- (3) (1)の場合において、同一の事故に対して設備・備品等補償・費用保険、家財補償、修理費用等補償または特殊清掃・遺品整理費用補償の保険金が支払われるこの特約が付帯された同一被保険者の複数の保険契約の中に、当該事故に対して設備・備品等補償・費用保険、家財補償、修理費用等補償または特殊清掃・遺品整理費用補償の保険金を支払うことにより普通約款に規定する保険契約の終了事由に該当する保険契約と保険契約の終了事由に該当しない保険契約がある場合には、保険契約の終了事由に該当しない保険契約の保険金を優先して支払います。

第4条（同一被保険者に対する1事故あたりの支払限度額－事業用保険契約の賠償責任）

- (1) この特約が付帯された場合において、同一被保険者の複数の事業用保険契約の賠償責任補償保険金額の合計額が1,000万円を超えるときは、その保険金額の合計額を1,000万円とみなします。これにより、この特約が無いものとして算出した同一被保険者の各々の事業用保険契約の1回の事故に対して支払われるべき賠償責任保険の

保険金の合計額が1,000万円を超える場合でも、当社が支払うその保険金の合計額は、普通約款の規定にかかわらず、1回の事故につき1,000万円を限度とします。

- (2) (1)の場合において、この特約が付帯された同一被保険者の事業用保険契約における同一の事故に対して支払う賠償責任保険の保険金の中での支払優先順位については、被保険者による指定に基づくものとします。

第5条（特約の中途付帯および中途解約）

この特約は、保険契約の締結と同時に付帯するものとし、保険期間の中途における付帯および特約のみの解約を行うことはできません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料の払込みに関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
カード発行者	クレジットカードの発行会社をいいます。
会員規約等	クレジットカードの会員規約または利用規定をいいます。
クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
払込取扱票	当社所定の書面による払込取扱票をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
保険料	この保険契約の保険料をいいます。
保険料払込期日	保険期間の初日の属する月の翌月末日をいいます。

第2条（保険料の払込方法）

保険契約者は、保険料を保険料払込期日までに、次に掲げるいずれかの方法により、払い込まなければなりません。

- ① 払込取扱票
- ② クレジットカード。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者またはクレジットカードの会員である法人と保険契約者が同一である場合に限り、適用されます。
- ③ 銀行振込
- ④ ①から③までに掲げる方法以外の当社が指定する方法

第3条（保険料の払込み－払込取扱票による保険料払込みの場合）

- (1) 保険契約者が保険料の払込方法として第2条（保険料

の払込方法)①の払込取扱票を選択した場合には、保険契約者は、郵便局、当会社所定のコンビニエンスストアまたはペイジー利用可能な金融機関から払込取扱票により保険料払込期日までに保険料を払い込むものとします。

- (2) 当会社は、(1)の規定により郵便局、当会社所定のコンビニエンスストアまたはペイジー利用可能な金融機関で保険料の払込みが完了した時に、保険料の払込みがあったものとみなします。

第4条（保険料の払込み－クレジットカードによる保険料払込みの場合）

- (1) 保険契約者が保険料の払込方法として第2条（保険料の払込方法）②のクレジットカードを選択した場合には、保険契約者は、クレジットカードにより保険料払込期日までに保険料を払い込むものとします。

- (2) 当会社は、カード発行者に対して、保険料の払込みに使用されるクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払いを承認した時に、保険料の払込みがあったものとみなします。

- (3) 次のいずれかに該当する場合には、(2)の規定を適用しません。

① 当会社がカード発行者から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用し、カード発行者に対して保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

② 保険契約者が会員規約等に定める手続きを行わない場合

- (4) 当会社がカード発行者から保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に対して直接その保険料を請求できるものとします。ただし、保険契約者が会員規約等に従い、カード発行者に対して保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

- (5) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(4)の規定により、当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、(2)の規定を適用します。

第5条（保険料返還の特則－クレジットカードによる保険料払込みの場合）

保険契約者が保険料の払込方法として第2条（保険料の払込方法）②のクレジットカードを選択した場合において、普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、保険料を返還するときには、当会社は、カード発行者から保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条（保険料の払込み－クレジットカードによる保険料払込みの場合）(5)の規定により、保険契約者が保険料を直接当会社に支払った場合、および保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用し、カード発行者に対して保険料相当額全額を既に支払っている場合、当会社は、カード発行者から保険料相当額を領収した

ことを確認したとみなして、保険料を返還します。

第6条（保険料払込み前の事故）

- (1) 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料を払い込んだ場合は、普通約款の保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) (2)の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故について保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第7条（保険料不払いによる保険契約の解除）

当会社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができ

ます。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料の払込みに関する特約（更新契約用）

〔更新契約の保険料を払込取扱票等により払い込む場合には、この特約が適用されます。〕

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
カード発行者	クレジットカードの発行会社をいいます。
会員規約等	クレジットカードの会員規約または利用規定をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
払込取扱票	当会社所定の書面による払込取扱票をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
保険料	普通約款第3章基本条項第3節保険契約の更新に規定する更新契約の保険料をいいます。

第2条（保険料の払込方法）

保険契約者は、保険料を次に掲げるいずれかの方法により、払い込まなければなりません。

- ① 払込取扱票

- ② クレジットカード。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者またはクレジットカードの会員である法人と保険契約者が同一である場合に限ります。
- ③ 銀行振込
- ④ ①から③までに掲げる方法以外の当会社が指定する方法

第3条（保険料の払込み－払込取扱票による保険料払込みの場合）

- (1) 保険契約者が保険料の払込方法として第2条（保険料の払込方法）①の払込取扱票を選択した場合には、保険契約者は、郵便局、当会社所定のコンビニエンスストアまたはペイジー利用可能な金融機関から払込取扱票により保険料を払い込むものとします。
- (2) 当会社は、(1)の規定により郵便局、当会社所定のコンビニエンスストアまたはペイジー利用可能な金融機関で保険料の払込みが完了した時に、保険料の払込みがあったものとみなします。

第4条（保険料の払込み－クレジットカードによる保険料払込みの場合）

- (1) 保険契約者が保険料の払込方法として第2条（保険料の払込方法）②のクレジットカードを選択した場合には、保険契約者は、クレジットカードにより保険料を払い込むものとします。
- (2) 当会社は、カード発行者に対して、保険料の払込みに使用されるクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払いを承認した時に、保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 次のいずれかに該当する場合には、(2)の規定を適用しません。
 - ① 当会社がカード発行者から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用し、カード発行者に対して保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - ② 保険契約者が会員規約等に定める手続きを行わない場合
- (4) 当会社がカード発行者から保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に対して直接その保険料を請求できるものとします。ただし、保険契約者が会員規約等に従い、カード発行者に対して保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (5) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(4)の規定により、当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、(2)の規定を適用します。

第5条（保険料返還の特則－クレジットカードによる保険料払込みの場合）

保険契約者が保険料の払込方法として第2条（保険料の

払込方法)②のクレジットカードを選択した場合において、普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、保険料を返還するときには、当会社は、カード発行者から保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条(保険料の払込み—クレジットカードによる保険料払込みの場合) (5)の規定により、保険契約者が保険料を直接当会社に支払った場合、および保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用し、カード発行者に対して保険料相当額全額を既に支払っている場合、当会社は、カード発行者から保険料相当額を領収したことを確認したとみなして、保険料を返還します。

第6条 (保険料領収前の保険金支払)

被保険者が保険料払込み前に生じた事故について保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

書面省略 (変更届出書) 特約

第1条 (特約の適用)

この特約は、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当会社がこれを引き受ける場合に付帯されます。

第2条 (訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出等)

保険契約者または被保険者は、次のいずれかの申出または通知を行う場合、電話、ファクシミリまたは情報処理機器等の当会社が定める通信手段 (インターネットを含みます。) により、当会社所定の連絡先に対して行うものとします。

- ① 訂正の申出
- ② 通知事項の通知
- ③ 契約条件変更の申出
- ④ 保険契約者の住所変更の通知
- ⑤ 保険金額の調整の通知
- ⑥ 保険契約者による保険契約の解除の通知

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

第1条 (独立責任)

この保険契約は、保険契約証記載の少額短期保険業者による共同保険契約であって、保険契約証記載の少額短期保険業者は、保険契約証記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事少額短期保険業者の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事少額短期保険業者として指名した少額短期保険業者は、保険契約証記載の全ての少額短期保険業者のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険契約証等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険契約証に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生 of 通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険契約証記載の少額短期保険業者の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事少額短期保険業者の行為の効果）

この保険契約に関し幹事少額短期保険業者が行った第2条（幹事少額短期保険業者の行う事項）①から⑩までに掲げる事項は、保険契約証記載の全ての少額短期保険業者がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事少額短期保険業者に対して行った通知その他の行為は、保険契約証記載の全ての少額短期保険業者に対して行われたものとみなします。

保証業者等扱特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
集金者	当会社との間で、保険料の集金に関する契約を締結した者をいいます。
集金日	保険契約者がこの保険契約の保険料を集金者を経由して支払う場合のその支払を行うと約定した日をいいます。
集金不能時払込期日	集金者による保険料の集金が不能となった場合において、この特約の規定により、保険契約者が当会社へ直接未払込保険料 ^(注) を支払うべき期日をいいます。

	(注) 未払込保険料 保険料を一時払いとした場合の、未払込のその保険料をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。

第2条（特約の適用等）

- (1) 次のいずれかの条件が満たされない場合には、次条以下の規定は、この保険契約に適用しないものとします。
- ① 保険契約者がこの保険契約の保険料をこの特約に従い集金者を經由して支払うことに同意していること
 - ② 集金者が、この保険契約の締結を認めていること
- (2) 保険契約者がこの保険契約の保険料を集金者を經由して支払う場合には、この特約により、普通約款の保険料領収前に生じた事故による損害に対して当会社が保険責任を負わない旨の規定は、適用しません (注)。

(注) 当会社が保険責任を負わない旨の規定は、適用しません

この保険契約の保険料を集金者を經由しないで支払う場合には、普通約款の保険料領収前に生じた事故による損害に対して当会社が保険責任を負わない旨の規定を適用するものとします。

第3条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、この保険契約の保険料を、集金者を經由して払い込むものとします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者が継続契約の保険料についてのみ集金者を經由して払い込む選択をしている場合は、保険契約者は、継続契約の保険料を、集金者を經由して払い込むものとします。なお、継続契約の保険料についてのみ集金者を經由して払い込む選択をした場合の当該契約の新規契約には、新規契約申込時に保険契約者が選択した払込方法に応じた普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用するものとします。

第4条（保険料領収証の不発行）

当会社は、集金者を經由して払込みを受けた保険料については、保険契約者に対して保険料領収証を発行しません。

第5条（集金不能となった場合の保険料の払込み）

- (1) 当会社と集金者の間の集金契約が解除された場合には、集金契約の解除の時をもって、第3条（保険料の払込み）の規定は、適用しないものとします。この場合、当会社は、遅滞なく、保険契約者に宛てた書面または電磁的方法をもって、この旨を通知します。
- (2) 集金者が保険契約者からの集金業務を止め、当会社にもその旨を通知した場合には、集金業務を止めた旨の集金者からの通知が当会社に到達した時をもって、第3条（保険料の払込み）の規定は、適用しないものとします。この場合、当会社は、遅滞なく、保険契約者に宛てた書面または電磁的方法をもって、この旨を通知します。
- (3) (1)および(2)の場合、保険契約者は、(1)または(2)の通知を行った日の属する月の翌月末日を集金不能時払込期日

とし、この日まで、この保険契約の未払込保険料^(注)の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この保険料の払込みを行う前に、被保険者が保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は未払込保険料^(注)の全額を当会社に払い込まなければなりません。

- (4) 保険契約者が、(3)の保険料を集金不能時払込期日までに支払わなかった場合には、当会社は、1か月間の期限を定めて(3)の保険料についてその支払いを督促するものとし、この場合において、督促後1か月を経過した時までに保険契約者が保険料の支払いを怠ったときは、当会社は、督促後1か月を経過した時をもってこの保険契約を解除します。
- (5) 当会社が(4)の規定に基づいてこの保険契約を解除した後は、その解除の時より後に生じた事故による損害に対して、当会社は、保険金を支払いません。

(注) 未払込保険料

保険料を一時払いとした場合の、未払込のその保険料をいいます。

第6条 (保険契約更新時の取扱い)

第5条(集金不能となった場合の保険料の払込み)(1)および(2)の規定によりこの特約の規定の適用を止めた後に普通約款の保険契約の更新に関する規定によりこの保険契約が更新される場合、当会社が保険契約者に宛てた更新後の保険契約の内容を通知した書面の記載にかかわらず、更新後の保険契約には、この特約は適用されないものとします。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

転居期間に関する特約

〔転居に伴い一時的に保険期間が重複する保険契約を締結する場合に適用されます。〕

第1条 (特約の適用)

この特約は、現在契約されている当会社の他の保険契約の被保険者が、新たに保険契約証記載の住宅に転居し、当会社と新たに締結するこの保険契約の被保険者となる場合に適用します。

第2条 (保険金の支払限度額)

1回の事故において、この保険契約および当会社の承認する他の保険契約から保険金が支払われる場合、この保険契約においては、次表記載の保険金の区分ごとに2,000万円から、当会社の承認する他の保険契約において支払われる同保険金の区分に属する保険金の合計額を控除して得られた金額を限度として、同保険金の区分に属する保険金を支払います。

	保険金の区分
①	家財保険金、罹災時諸費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、地震火災費用保険金、賃借・宿泊費用保険金、修理費用保険金、取付けガラス不測かつ突発的な事故修理費用保険金、窓ガラス不測かつ突発的な事故修理費用保険金、洗面台不測かつ突発的な事故修理費用保険金、便器不測かつ突発的な事故修理費用保険金、浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金、給排水管凍結損害修理費用保険金、ドアロック盗難事故交換費用保険金、ドアロックいたずら事故交換費用保険金、特殊清掃費用保険金および遺品整理費用保険金
②	借家人賠償責任保険金、借家人賠償損害保険金、個人賠償責任保険金、個人賠償損害保険金、特殊清掃費用賠償責任保険金、特殊清掃費用賠償損害保険金、遺品整理費用賠償責任保険金および遺品整理費用賠償損害保険金

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

宅建ファミリー共済ホームサポートサービス

当社の保険にご加入いただいた皆様には、宅建ファミリー共済ホームサポートサービスをご提供します。

サービス1 カギあけサービス

外出時にカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を手配し、専門の業者が直接カギ開けを行います。



なお、サービスのご提供には顔写真付きの身分証明書（運転免許証等）が必要です。

応急処置に要する作業や出張料は無料となります。（部品代、特殊作業代等はお客さまのご負担となります。）

サービス2 水まわりサービス

給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のあふれ等が生じた場合、専門の業者を手配し、専門の業者が直接応急修理を行います。

30分程度の応急処置に要する作業や出張料は無料となります。

（部品代、特殊作業代等はお客さまのご負担となります。）



※このサービスは、当社の業務提携先である株式会社プライムアシスタンスが提供するものであり、同社の提携会社が作業を実施いたします。

※このサービスは、作業の実施までにお時間がかかる場合、または条件によってサービスが提供できない場合がございます。

※このサービスのご利用期間は、ご契約内容確認書等（保険契約証、保険契約更新証）に記載の保険期間と同じです。

※このサービスの詳細は、宅建ファミリー共済ホームサポートサービス規定をご覧ください。

※やむを得ない状況等により、サービスの内容を変更・中止する場合がありますのでご了承ください。

フリーダイヤルでお掛けいただけます。



0120-081043（24時間/年中無休）

電話がつながりましたら、お名前・ご住所・お電話番号等をお知らせください。ご契約内容確認書等をご覧ください。状況の場合はご用意ください。なお、一部おつなぎできない電話（IP電話の一部等）がございますのでご了承ください。

宅建ファミリー共済ホームサポートサービス規定

第1条（規定の目的等）

1. 本規定は、株式会社宅建ファミリー共済（以下「当社」という。）の保険商品である「賃貸総合補償保険」の各保険（以下「保険」という。）の契約者および被保険者（住宅用の場合は被保険者と同居する親族、被保険者の同居人（賃貸借契約上の借主および同居人に限る。）を含む。）（以下「契約者等」という。）に対して、当社および株式会社プライムアシスタンス（以下「提携先」という。）が提携して提供する宅建ファミリー共済ホームサポート（以下「サービス」という。）に関し、その内容、利用方法および遵守事項等を定めたものです。
2. 契約者等は本規定を承認のうえ、サービスの提供を受けることができます。
3. 当社および提携先が提供するサービスおよびその内容については、当社および提携先が本規定またはその他の書面、その他の方法により通知または公表します。

第2条（サービス対象地域・物件）

1. 日本全国を対象とします。ただし、一部地域については、サービスの提供ができない場合があります。
2. 上記1. に定める地域、かつ対象の保険の契約者等が保険契約において保険の対象所在地としている住所で、契約者等が専有・占有し居住する賃貸住宅および事業用賃貸物件のみを対象とします。ただし、マンション等の共用部分は除きます。

第3条（サービスの利用方法）

契約者等は、以下の方法によりサービスを利用するものとします。ただし、第6条に該当する場合等、契約者等は、サービスを利用できない場合があること、また、地域によっては、道路事情により、提携先が提供するサービス実施業者（以下「実施者」という。）の現場到着に時間がかかることをあらかじめ承認するものとします。

1. 契約者等は、提携先のコールセンター（以下「コールセンター」という。）に事前に連絡することにより、コールセンターが手配するサービスの提供を受けることができます。
2. 契約者等は、サービスの提供を受ける際、本人確認のため、コールセンターのオペレーターに契約している保険の契約者氏名・住所・電話番号・契約証番号等を告知し、コールセンターが契約者等およびその本人であることを確認できた場合には、サービスの提供を受けることができます。
3. 契約者等は、サービスの提供を受ける際に、保険契約証もしくは保険契約更新証またはご契約内容確認書のほか、必要に応じて本人確認書類等を実施者に提示するものとします。提示のない場合は、上記2. にかかわらずサービスの提供を受けることができません。また、契約者等以外は、サービスを利用できません。
4. 契約者等は、当該サービスの提供に必要な事項に関して提携先および実施者の指示に従うことがサービス利用

の条件となります。

第4条（無償サービスの内容）

年中無休、24時間体制で次のサービスを提供します。ただし、サービスの提供にあたり第3条を遵守することが条件となります。

1. 水まわりの応急対応サービス

水まわりの応急対応サービスは、対象物件内の給排水管の詰まり、トイレの詰まり等に対する、実施者到着後30分程度の応急対応とします。

※30分程度であっても、洗面台・便器の取外しや高圧洗浄等の特殊作業は除きます。

また、温水洗浄便座等の故障は除きます。

※部品代・応急対応を超える費用等は契約者等の負担となります。

※給排水設備に起因するサービスを提供の範囲とします。

2. 鍵開けサービス

鍵開けサービスは、対象物件の玄関ドアの鍵を紛失または閉込みの際の緊急開錠をいたします。

※現場にて顔写真入りの本人確認書類等の提示が必要となります。

※鍵の種類によっては開錠できない場合や、破錠の場合もあります。

※鍵の複製代（破錠の場合の複製代を含む）・交換代・新設代・部品代・緊急処置を超える費用等は契約者等の負担となります。

第5条（有償サービス）

1. 契約者等が、無償サービス以外のサービスの提供を求めた場合は、すべて有償にて、実施者が対応可能範囲で実施いたします。

2. 有償サービスについては、契約者等と実施者の間の別途有償契約によるものとします。

3. 有償サービスの料金は、特に提携先が認めた場合を除き、現場にて実施者と実費精算となります。

第6条（サービス対象外の場合）

次の場合は、サービス提供の対象外となる場合があります。

1. 同一契約者等から短期間に同一または類似内容の出動依頼が著しく多い等、契約者等の故意または意図的と判断される場合

2. 台風・大雨・暴風雨・豪雪等の自然災害、地震・津波・噴火・洪水等の天変地異、戦争・暴動等不可抗力等により作業が困難な場合

3. 第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の侵害等を伴う場合に、当該第三者の承認が得られない場合

4. 修理や部品等の交換のための2回目以降の往訪の場合

5. 老朽化が原因で発生した場合

6. 機器製造業者が定めた使用方法を著しく逸脱していた場合

7. 機器製造業者が対応すべきリコール等に該当するとき

8. 給排水管の凍結による解凍作業

9. 契約者等が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運

動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロおよび特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当するとき

10. 当社および提携先が、契約者等が本規定に違反していると認めた場合

第7条（サービス提供時の責任）

サービス提供に起因する事故・損害等については、当社は一切責任を負わないこととし、提携先が責任を負うものとします。ただし、提携先に重大な過失がない限り、その責を負いません。

第8条（契約者等情報の取扱いおよび開示・訂正・削除）

契約者等は、提携先がサービスを提供および運営するために、契約者等の個人情報（以下1.に定めるものをいう。）を当社が提携先に提供すること、および提携先が契約者等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取扱うことに同意するものとします。

1. 提携先が以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること

(1) 契約者氏名、被保険者氏名、契約者住所、保険の対象所在地、保険期間、電話番号等、契約者が保険契約締結時および第9条において申込み・届出た事項

(2) 契約証番号等、保険契約証記載の契約内容

2. 提携先が、契約者等に対する本規定に定められたサービスの提供の目的で個人情報を利用すること

3. 提携先が、サービス実施に必要な範囲で、個人情報を実施者に預託すること。

また、契約者等は、提携先に対して、自己に関する個人情報を開示するように請求することができます。（開示の請求は本規定末尾に記載するお問合せ先に請求するものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、提携先はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第9条（契約者等情報の共有）

契約者等が、提携先に届出た、または当社と締結した保険契約の内容に変更があり、提携先または当社の一方に対して変更の手続きがあった場合には、当該手続きをおこなった契約者等の情報について、両社の間で共有することに、契約者等はあらかじめ同意するものとします。

第10条（権利の消失）

保険契約の解約・解除・無効・失効等により契約者等が契約者等たる資格を喪失した場合は、理由のいかんを問わず、本規定における契約者等の権利が消失することに異議がないものとします。資格を喪失しているにもかかわらずサービスを利用した場合には、提携先が直接契約者等に利用したサービスに関わる費用を請求し、支払うことに同意するものとします。

第11条（権利の譲渡等）

契約者等は、本規定に関わる権利、義務を他人に貸与または譲渡し、もしくは担保に供しまたは相続させることはできません。

第12条（サービス提供の中止・終了・変更）

当社は、契約者等にあらかじめまたは事後に通知して、サービスの提供を中止もしくは終了またはサービス内容を

変更することができるものとし、契約者等はこれを承諾するものとしします。

第13条（合意管轄裁判所）

契約者等と提携先の間で、本規定に関し訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、契約者等の住所地または提携先の本社所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第14条（保険約款・特約と本規定の関係）

本規定に定めのない事項については、保険約款・特約が適用されるものとしします。

開示対象個人情報の取扱いに関する苦情・相談および開示請求に関するお問合せ先

株式会社プライムアシスタンス

東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 21F

MEMO

MEMO



宅建ファミリー共済ホームサポートサービス

当社の保険にご加入いただいた皆様には、宅建ファミリー共済ホームサポートサービスをご提供します。

サービス

1



カギあけサービス

外出時にカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を手配し、専門の業者が直接カギ開けを行います。
なお、サービスのご提供には顔写真付きの身分証明書(運転免許証等)が必要です。
応急処置に要する作業や出張料は無料となります。
(部品代、特殊作業代等はお客さまのご負担となります。)

サービス

2



水まわりサービス

給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のおふれ等が生じた場合、専門の業者を手配し、専門の業者が直接応急修理を行います。
30分程度の応急処置に要する作業や出張料は無料となります。
(部品代、特殊作業代等はお客さまのご負担となります。)

※このサービスは、当社の業務提携先である株式会社プライムアシスタンスが提供するものであり、同社の提携会社が作業を実施いたします。

※このサービスは、作業の実施までにお時間がかかる場合、または条件によってサービスが提供できない場合がございます。

※このサービスのご利用期間は、ご契約内容確認書等(保険契約証、保険契約更新証)に記載の保険期間と同じです。

※このサービスの詳細は、裏面の宅建ファミリー共済ホームサポートサービス規定をご覧ください。

※やむを得ない状況等により、サービスの内容を変更・中止する場合がありますのでご了承ください。

フリーダイヤルでお掛けいただけます。

0120-081043 24時間/年中無休

電話がつかまりましたら、お名前・ご住所・お電話番号等をお知らせください。ご契約内容確認書等をご覧いただける状況の場合はご用意ください。なお、一部おつなぎできない電話(IP電話の一部等)がございますのでご了承ください。